

中華人民共和國契約法

1999年3月15日第九期全國人民代表大會第2回會議採択、公布し、1999年10月1日より施行

總則

- 第1章 一般規定
- 第2章 契約の締結
- 第3章 契約の効力
- 第4章 契約の覆行
- 第5章 契約の変更と譲渡
- 第6章 契約の権利義務の終止
- 第7章 違約責任
- 第8章 その他の規定

細則

- 第9章 売買契約
 - 第10章 電気・水・ガス・熱力供給契約
 - 第11章 贈与契約
 - 第12章 借款契約
 - 第13章 貸借契約
 - 第14章 融資貸借（ファイナンス・リース）契約
 - 第15章 請負契約
 - 第16章 建設工事契約
 - 第17章 運送契約
 - 第18章 技術契約
 - 第19章 保管契約
 - 第20章 倉庫保管契約
 - 第21章 委託契約
 - 第22章 取引代行契約
 - 第23章 仲介契約

総則

第1章 一般規定

第1条 契約当事者の合法的な権利の保護、社会経済秩序の維持、社会主義近代化建設を促進するために、本法を制定する。

第2条 本法にて称する契約は、平等的主体である自然人、法人、その他組織の間における民事的権利義務関係の設立、変更、終了に関する協議である。

婚姻、養子縁組、親権等身分に関する協議は、その他の法律の規定を適用する。

第3条 契約当事者の法的地位は平等であり、当事者の一方は自分の意志を相手側に強制してはならない。

第4条 当事者は、法により自らの意志によって契約を締結する権利を享有し、いかなる部門や個人も不法に干渉してはならない。

第5条 当事者は公平の原則を遵守し、各方の権利や義務を確定しなければならない。

第6条 当事者は権利を行使し、義務を履行する際、誠実信用の原則に遵守しなければならない。

第7条 当事者は契約の締結や履行の際に、法律及び行政法規を遵守し、社会の公共道徳を尊敬しなければならない。社会的経済秩序を乱し、社会の公共的利益を損害してはならない。

第8条 法に基づき成立した契約は、当事者に対して法的拘束力を有するものとする。当事者は、約束に従い、自らの義務を履行しなければならない。無断で契約を変更、解除してはならない。法に基づき成立した契約は、法律によって保護されるものとする。

第2章 契約の締結

第9条 当事者は契約を締結するために、相応の民事的権利能力と民事的行為能力を有するものでなければならない。当事者は法により、代理人に契約の締結を委託することができる。

第10条 当事者は、書面方式、口頭方式及びその他の形をもって契約を締結することができる。法律、行政の法規が書面方式を採用することが規定された場合、書面形式を採用しなければならない。当事者の間に書面形式の使用を定めた場合、書面形式を採用しなければならない。

第11条 書面方式とは、契約書、書簡及び電子データ（電報、テレックス、ファクシミリ、電子データ交換及び電子メールを含む）等有形に記載された内容を表現できる方式という。

第12条 契約の内容は当事者の約定により、通常は下記条項が含まれる。

- (1) 当事者の名称又は氏名、住所；
- (2) 目的；
- (3) 数量；
- (4) 品質；
- (5) 価格又は報酬；
- (6) 履行期限、場所及び方式；
- (7) 違約責任；
- (8) 紛争の解決方法。

当事者は各種契約のモデルを参照しながら契約を締結することができる。

第13条 当事者は各種の契約を締結する際、申込、承諾の方式をとるものとする。

第14条 申込とは他人と契約を締結する意思表示を指し、当該意思表示は、下記の規定に符合しなければならない。

- (1) 具体的、確定の内容
- (2) 申込を受ける側の承諾を得た場合、申込者がその意思表示に拘束されることになる。

第15条 申込要請は、自分に対して申込を発すよう他人に求める意思表示である。付送価格表、競売公告、入札公告、株式募集説明書、商業広告等は申込要請となる。申込の規定に符合する商業広告は、申込と看做す。

第16条 申込は、申込を受ける側に到達した時点から、その効力を生じるものとする。電子データ方式による契約締結の場合、受取人が特定のシステムを指定して電子データを受け取るときには、当該電子データが、当該特定システムに受信された時間を、到達時間とし、特定システムを指定していない場合、当該電子データが受取人のいずれかのシステムに受信された最初の時点、到達の時点とする。

第17条 申込は撤回することができる。申込撤回の通知は、申込が申込を受ける側に到達する前に又は申込と同時に申込を受ける側に到達しなければならない。

第18条 申込は取消することができる。申込取消の通知は、申込を受ける側が承諾の通知を出す前に、申込を受ける側に届かなければならない。

第19条 下記のいずれかの事由に該当する場合は、申込を取り消すことができないものとする。

- (1) 申込者が承諾期限を確定した場合、又はその他の方式で申込の取消が不可を明示した場合。
- (2) 申込を受ける側が、申込の取消が不可能な理由があり、且つ契約履行のための準備を既に開始している場合。

第 2 0 条 下記のいずれかの事由がある場合、申込は失効となる。

- (1) 申込拒絶の通知が申込者に届いた場合；
- (2) 申込者が法に基づき申込を取消した場合；
- (3) 承諾期限が終了し、申込を受ける側が承諾しなかった場合；
- (4) 申込を受ける側が、申込の内容について実質的な変更を行なった場合。

第 2 1 条 承諾とは、申込を受ける側が申込に同意する意思表示という。

第 2 2 条 承諾は通知の方式で発しなければならない。但し、取引の慣習又は申込表明に従い、承諾行為を通じて承諾を表すことができる場合が除外である。

第 2 3 条 承諾は申込が確定された期限以内に、申込者に届かなければならない。承諾期限を確定していない場合、承諾は下記規定に従って到達しなければならない。

(一) 対話の方式で申込を行なう場合、即時に承諾をしなければならない。但し、当事者に別途の約定がある場合は、この限りではない。

(二) 非対話の方式で申込を行なう場合、承諾は合理的期限内に届かなければならない。

第 2 4 条 申込は書簡又は電報によって行なった場合、承諾の期限は書簡に記載された日付又は電報を発送した日より起算する。日付を記載していない書簡は、書簡を郵送した消印日より起算する。電話、ファクシミリ等の高速電信方式によって行なった申込の場合、承諾期限は、申込が申込を受ける側に届いた時点から起算する。

第 2 5 条 契約は承諾が効力を生ずる時点より、成立するものとする。

第 2 6 条 承諾は通知が申込者に届いた時点により、効力を生ずるものとする。通知が不必要な承諾の場合は、取引の慣習又は申込の要請に従い承諾の行為が行なわれた時点から、効力を生ずるものとする。電子データの方式によって契約を結ぶ場合、承諾の到達時間に関しては、本法第 1 6 条第 2 項の規定を適用する。

第 2 7 条 承諾は撤回することができる。承諾撤回の通知は承諾通知が申込者に届く前又は承諾通知と同時に申込者に届かなければならない。

第 2 8 条 申込を受ける側が承諾期限を過ぎて承諾を出した場合、申込者が適時に申込を受ける側に当該承諾の有効を知らせる場合を除き、新規申込とする。

第29条 申込を受ける側が承諾期限内に承諾を出し、通常の状況においては予定通り申込者に届くはずの承諾が、他の原因によって申込者への到達が承諾期限を過ぎた場合、申込者が承諾期限の超過のため当該承諾を拒否する旨を適時に申込を受ける側に知らせる場合を除き、当該承諾は有効とする。

第30条 承諾の内容は申込の内容と一致しなければならない。申込を受ける側が、申込の内容を実質的な変更を行なった場合、新規申込とする。契約の標的、数量、品質、代金又は報酬、履行期限、履行場所と方式、違約責任及び紛争解決方法等にかかわる変更は、申込内容に対する実質的な変更である。

第31条 承諾は申込の内容に対し、非実質的な変更を行なった場合、申込者が適時に反対を表明し又は申込に申込内容のいかなる変更も不可であることを明示した場合を除き、当該承諾は有効とする。契約の内容は承諾の内容を基準とする。

第32条 当事者が契約書の形式で契約を締結する場合、当事者双方が署名又は捺印した時点で、契約は成立する。

第33条 当事者が書簡、電子データで契約を締結する場合、契約成立の前に、確認書の締結を求めることができる。確認書を結んだ時から契約は成立する。

第34条 承諾が効力を発生する場所は契約成立の場所とする。電子データ等の方式で契約を締結する場合、受取人の主要営業地を契約成立の場所とし、主要営業地がない場合、其の常住地を契約成立の場所とする。当事者間で別途約定がある場合は、其の約定に従う。

第35条 当事者が契約書の形式で契約を締結する場合、当事者双方が署名又は捺印を行なった場所を契約成立の場所とする。

第36条 法律、法規によって、又は当事者間の約定によって、書面方式で契約を締結することになっている場合、当事者が書面方式を採らなかったが、一方が既に契約の主な義務を履行し、相手側が受け入れた場合、当該契約は成立するとする。

第37条 契約書の形式で契約を締結する場合、署名又は捺印の前に、当事者の一方が既に主な義務を履行しており、且つ相手側がそれを受け入れている場合、当該契約は成立するとする。

第38条 国が必要に応じ、指令的任務又は国家の購入任務を発した場合、関連法人、その他の組織間では、関連法律、行政法規に規定された権利や義務に基づき契約を締結しなければならない。

第39条 約款を用いて契約を締結する場合、約款の提供側は、公平の原則に従って当事者間の権利や義務を確定し、合理的方式によって、其の責任の免除又は制限に関する条項への注意を促し、相手側の要請に従い、当該条項についての説明を行わなければならない。約款とは、当事者が反復使用するために予め作成し、契約締結時に相手側と協議しない条項をいう。

第40条 約款に本法の第52条と第53条に定めた事由が生じた場合、又は約款の提供側が自らの責任を免除し、相手側の責任を加重、又は相手側の主な権利を排除した場合、当該約款は無効とする。

第41条 約款の理解について紛争が生じた場合、通常理解に従って解釈しなければならない。約款に対する解釈が二種類以上あった場合、約款提供側に不利な解釈によらなければならない。約款と非約款が一致しない場合は、非約款に採用しなければならない。

第42条 当事者が契約締結の過程において下記のいずれかの事由により、相手側に損失を与えた場合、損害賠償の責任を負わなければならない。

- (1) 契約締結を手段として、悪質な協議を行なう場合。
- (2) 契約の締結に関連する重要事実を故意に隠し、又は虚偽の情報を提供した場合。
- (3) その他の信義誠実の原則に違反する行為があった場合。

第43条 当事者は契約締結の過程において知り得た企業秘密について、契約が成立するか否かにかかわらず、漏洩したり、不正に利用したりしてはならない。当該企業秘密を漏洩、又は不正に利用したことにより、相手側に損失を与えた場合は、損害賠償の責任を負わなければならない。

第3章 契約の効力

第44条 法に基づき成立した契約は、成立した時点で効力を発するものとする。法律及び行政法規により契約の効力に関しては、許可、登録等の手続を経なければならないと規定されている場合は、その規定に従う。

第45条 当事者は契約の効力に対して、条件を付けることができる。効力発生条件付の契約は、条件が達成した時点で効力を発するものとする。解除条件付の契約は、条件が達成した時点で効力を失うものとする。当事者が自らの利益のために、条件の達成を不正に阻止した場合、条件は達成したものと看做す。条件の達成を不正に促進した場合、条件は達成していないものと看做す。

第46条 当事者は契約の効力に対し、期限を付けることができる。効力発生期限付きの契約は、期限到来の時点で効力を発するものとする。終了期限付きの契約は、期限切れの時点で効力を失うものとする。

第47条 民事行為能力制限者が締結した契約は、法定代理人の追認を経て、当該契約は有効となる。但し、純粹に利益獲得のための契約、又はその年齢や知能、精神的健康状況に適合した契約は、法定代理人の追認を経る必要はない。相手方は、1ヶ月以内に追認する旨を法定代理人に催告することができる。法定代理人が確答をしなかった場合、追認を拒絶したものと看做す。契約が追認される前に、善意の相手方は取消権を持つ。取消は通知の方式によって行わなければならない。

第48条 行為者が代理権を有せず、また代理権を超え、又は代理権終了後に被代理人の名義で締結した契約は、本人の追認を得なければ、本人に対して効力がないものとし、行為者が責任を負うものとする。相手方は、1ヶ月以内に追認する旨を本人に催告することができる。本人が確答をしなかった場合、追認を拒絶したものとみなす。契約が追認される前に、善意の相手方は取消権を持つものとする。取消は通知の方式によって行わなければならない。

第49条 行為者が代理権を有せず、代理権を超え、又は代理権終了後に、本人の名義において契約を締結したとき、相手方が行為者の代理権を信ずるに足る理由があった場合、当該代理行為は有効とする。

第50条 法人又はその他の組織における法定代表者や責任者が、権限を超えて契約を締結した場合、相手側がその権限超を知り得たか知り得るべき場合を除き、当該代表行為は有効とする。

第51条 処分権のない者が他人の財産を処分した場合、権利者の追認を得たとき、又は処分権のない者が契約締結後に処分権を取得した場合、当該契約は有効とする。

第52条 下記に挙げる事由のいずれかに該当する場合、契約は無効とする。

- (1) 一方が詐欺、脅迫の手段を用いて契約を締結し、国家の利益を害した場合。
- (2) 悪意に共謀し、国家、集団又は第三者の利益を害した場合。
- (3) 合法的な形で非合法的な目的を覆い隠した場合。
- (4) 社会の公共利益を害した場合。
- (5) 法律、行政法規における強制的規定に違反した場合。

第53条 契約における下記の免責条項は無効とする。

- (1) 相手側に人身傷害をもたらした場合。
- (2) 故意又は重大な過失により、相手側に財産の損失を与えた場合。

第54条 下記に挙げられる契約において、当事者の一方は契約の変更又は取消を人民法院又は仲裁機関に求める権利がある。

- (1) 重大な誤解によって締結された場合。
- (2) 契約締結時に著しく公平性を欠く時。

一方が詐欺、脅迫的な手段によって、又は他人の弱みに付け込んで、相手方に実際の意思に反する状況において契約を締結した場合、損害を被った側は人民法院又は仲裁機関に契約の変更又は取消を求める権利がある。当事者が契約の変更を請求した場合、人民法院又は仲裁機関は契約を取消してはならない。

第55条 下記に挙げられる事由のいずれかに該当する場合、取消権は消滅する。

- (1) 取消権を有する当事者が、取消の事由を知り得た時、又は知り得るべき日より1年以内に取消権を行使しなかった場合。
- (2) 取消権を有する当事者が取消の事由を知り得た後に、取消権を放棄する旨を明確に示し、又は自らの行為によって取消権を放棄した場合。

第56条 無効の契約又は取消された契約は、当初から法的拘束力を持たないものとする。契約の一部が無効となり、その他の部分の効力に影響しない場合、その他の部分は依然有効とする。

第57条 契約が無効、取消、又は終了された場合、契約における独立存在する紛争解決方法に関する条項の効力には影響しないものとする。

第58条 契約が無効、又は取消された後、当該契約によって取得した財産を返還しなければならない。返還できない物、又は返還する必要のない物については、金額に換算して補償しなければならない。過失のある側は、相手側にもたらした損失を賠償しなければならない。両方に過失があった場合は、各自が相応の責任を負わなければならない。

第59条 当事者の悪意共謀によって、国家、集団又は第三者の利益が損害された場合、これによって取得した財産は、国家の所有に帰属し、又は集団、第三者に返還する。

第4章 契約の履行

第60条 当事者は約定に基づき、自らの義務を全面的に履行しなければならない。当事者は、誠実信用の原則を遵守し、契約の性質、目的や取引の慣習によって、通知、協力、秘密保持等の義務を履行しなければならない。

第61条 契約の効力発生後、当事者が品質、価格又は報酬、履行場所などの内容について当事者間の約定がないか又は不明確な場合は、補充協議を行うことができる。補充協議が成立できない場合は、契約の関連条項又は取引の慣習に従って確定する。

第62条 当事者は契約の内容について約定が不明確である場合、本法第61条の規定に照らしてもまた確定できない場合は、下記の規定を適用する。

- (1) 品質基準が不明確な場合は、国家基準、業界基準に基づき履行する。国家基準、業界基準がない場合、通常基準又は契約の目的に符合する特定の基準に基づいて履行する。
- (2) 価格又は報酬が不明確な場合は、契約締結時の履行地の市場価格に従い履行する。法により、政府指定価格又は政府の指導価格で執行しなければならない場合については、その規定に従って履行する。
- (3) 金銭を給付する契約で履行地が不明確な場合は、金銭の給付を受ける一方の所在地を履行地とする。不動産を引き渡す契約では、不動産の所在地を履行地とする。その他の目的においては、履行業務がある一方の所在地を履行地とする。
- (4) 履行期限が不明確な時は、債務者は随時に履行でき、債権者は随時に履行を請求できるが、相手側に必要な期間を与えなければならない。
- (5) 履行方式が不明確な時は、契約の目的を実現するために有利となる方式に照らして履行する。

(6) 履行費用の負担が不明確な時は、履行業務を負う一方が負担する。

第 6 3 条 政府指定価格又は政府指導価格を執行する場合、契約に定めた引渡期限内で政府価格が調整されたときは、引渡時の価格により計算する。標的物の引渡時期を遅延させ、価格が上昇した場合は元の価格にて行い、価格が下落したときは新しい価格にて行ふ。標的物の引取時期又は代金の支払時期を遅延させ、価格が上昇した時は新しい価格にて行ない、価格が下落した時は元の価格にて行ふ。

第 6 4 条 当事者間で債務者が第三者に対して債務を履行することを約定している場合において、債務者が第三者に債務を履行しない場合、又は約定通りに債務を履行していない場合は、債務者は債権者に対し違約責任を負わなければならない。

第 6 5 条 当事者間で第三者が債権者に対して債務を履行することを約定している時において、第三者が債務を履行しない時、又は約定通りに債務を履行していない場合は、債務者は債権者に対し違約責任を負わなければならない。

第 6 6 条 当事者が相互に債務を負い、履行の順序を定めていない場合は、同時に履行するものとする。一方は、相手側が履行する前に相手方の履行請求を拒否する権利を有する。一方は、相手側による債務の履行が約定通りにされていないときに、それに相応する履行請求を拒否する権利を有する。

第 6 7 条 当事者が相互に債務を負い、履行の順序が定められている時で、先に履行すべき一方が履行していない時は、後に履行すべき一方はその履行請求を拒否する権利を有する。先に履行すべき一方が債務履行を約定通りにしないときに、後に履行すべき一方は、それに相応する履行請求を拒否する権利を有する。

第 6 8 条 先に履行すべき当事者は、確実な証拠を持って相手方に下記に挙げられる事由の一つがあることを証明できる時には、債務の履行を中止することができる。

- (1) 経営状況が著しく悪化している場合。
- (2) 債務を免れるために財産や資金を移転、隠匿している場合。
- (3) 取引の信用を喪失した場合。
- (4) 債務履行能力を喪失又は喪失する恐れがあるその他の事由がある場合。
当事者は確実な証拠はなく、履行を中止した場合、違約責任を負わなければならない。

第 6 9 条 当事者は本法律第 6 8 条の規定により履行を中止したときは、遅滞なく相手方に通知しなければならない。相手方が適切な担保を提供したときには履行を回復しなければならない。履行を中止した後に相手方が合理的な期間内に履行能力を回復せず、且つ適切な担保も提供しないときには、履行を中止した一方は契約を解除することができる。

第 7 0 条 債権者が分社、合併、又は住所変更をし、債務者に通知せず、これにより債務の履行に困難が生じた場合は、債務者は履行を中止し、又は、標的物を供託することができる。

第71条 債権者は債務者が債務の繰り上げ履行を拒否することができる。但し、繰り上げ履行が債権者の利益を害しないときはこの限りではない。債務者が債務の繰り上げ履行により増加した債権者の費用は、債務者が負担する。

第72条 債権者は、債務者による債務の一部履行を拒否することができる。但し、一部履行が債権者の利益を害しないときはこの限りではない。債務者が債務の一部履行により増加した債権者の費用は、債務者が負担する。

第73条 債務者が期限の到来した債権の行使を怠ったことにより、債権者に損害を与えたときは、債権者は自己の名義で債務者の債権を代位行使するよう人民法院に請求することができる。但し、債務者の一身に専属する債権はこの限りではない。代位権の行使範囲は、債権者の債権を限度とする。債権者が代位権を行使する際に必要な費用は債務者が負担する。

第74条 債務者が、期限が到来している債権を放棄し、又は、財産を無償で譲渡したことにより、債権者に損害を与えたときは、債権者は債務者の行為を取り消すよう人民法院に請求することができる。債務者が著しく不合理な安値で財産を譲渡したことにより、債権者に損害を与え、且つ譲受人が当該事由を知ったときは、債権者も債務者の行為を取り消すよう人民法院に請求することができる。取消権の行使範囲は、債権者の債権額を限度とする。債権者が取消権を行使する際に必要な費用は債務者が負担する。

第75条 取消権は、債務者が取り消し事由を知り得た日又は知り得べき日より1年以内に行使しなければならない。債務者の行為が発生した日より5年以内に取り消権を行使しないときは、当該取消権は消滅する。

第76条 契約が効力を生じた後に、当事者はその姓名、名称の変更、又は法定代表者、責任者、担当者の変動を理由に契約業務を履行しないことがあってはならない。

第5章 契約の変更と譲渡

第77条 当事者は協議の一致により契約を変更することができる。法律及び行政法規により契約の変更許可、登記などの手続を取らなければならない規定があるは、その規定に従う。

第78条 当事者が契約変更の内容に対して明確に約定していないときは、変更していないことと推定する。

第79条 債権者は契約の権利の全部又は一部を第三者に譲渡することができる。但し、下記の事由のいずれかに該当するときにはこの限りではない。

- (1) 契約の性質により譲渡することができない場合。
- (2) 当事者の約定により譲渡することができない場合。
- (3) 法律の規定により譲渡を禁止している場合。

第80条 債権者が権利を譲渡するときは、債務者に通知しなければならない。通知していない場合、当該譲渡は債務者に対する効力を有しない。債権者は権利譲渡の通知を取り消してはならない。但し、譲受人の同意を得た場合はこの限りではない。

第81条 債権者が権利を譲渡するときは、受ける側は債権に関わる従的権利を取得する。但し、債権者自身に専属する従的権利はこの限りではない。

第82条 債務者は債権譲渡の通知を受領した後に、譲渡人に対する抗弁を譲受人に対して主張することができる。

第83条 債務者は債権譲渡の通知を受領した後に、譲渡人に対して債権を享受し、且つ、債務者の債権が譲渡する債権より先に又は同時に期限が到来するときは、譲受人に対して相殺することを主張することができる。

第84条 債務者は契約義務の全部又は一部を第三者に引き受けさせるときは、債権者の同意を得なければならない。

第85条 債務者が義務を転移させるときは、新債務者は旧債務者に対する抗弁を主張することができる。

第86条 債務者が義務を転移させるときは、新債務者は主債務に関わる従的債務を負わなければならない。但し当該従的債務が旧債務者自身に専属される場合はこの限りではない。

第87条 法律及び行政法規により権利の譲渡や義務の転移において許可、登記などの手続を行わなければならないと規定されているときは、その規定に従う。

第88条 当事者の一方は相手方の同意を得て自己の契約上の権利と義務を第三者に一括に譲渡することができる。

第89条 権利と義務を一括譲渡するときは、本法律第79条、第81条から第83条、第85条から第87条の規定を適用する。

第90条 当事者が契約を締結した後に合併を行なった場合、合併後の法人又はその他の組織が契約の権利を行使し、契約の義務を履行する。当事者が契約を締結した後に分社を行なったときは、債権者と債務者とが別に約定しているときを除き、分社後の法人又はその他の組織が、契約上の権利と義務への連帯債権を有し、連帯債務を負う。

第6章 契約の権利義務の終了

第91条 下記に挙げられる事由のいずれかが発生したときは、契約上の権利義務が終了する。
(1) 約定通りに債務が履行されたとき。

- (2) 契約が解除されたとき。
- (3) 債務が相互に相殺されたとき。
- (4) 債務者が法に基づき標的物を供託したとき。
- (5) 債務者が債務を免除したとき。
- (6) 債権と債務が同一人に帰したとき。
- (7) 法律の規定又は当事者の約定により終了が定められているその他の事由があるとき。

第 9 2 条 契約の権利義務が終了した後に、当事者は誠実信用の原則に則り、取引慣習に従って、通知、協力、秘密保持等の義務を履行しなければならない。

第 9 3 条 当事者は、合意にて契約を解除することができる。当事者は、一方が契約を解除する条件を約定することができる。契約解除の条件が成就したときに、解除権を有する者は契約を解除することができる。

第 9 4 条 下記に挙げられる事由のいずれかが発生したときは、当事者は契約を解除することができる。

- (1) 不可抗力により契約の目的を達成できなくなったとき。
- (2) 履行の期限が満了する前に、当事者の一方が主な債務を履行しない旨を明確に、又は自己の行為によって表示したとき。
- (3) 当事者の一方が主な債務の履行を遅滞し、催告を受けた後にも合理的な期間内に履行しないとき。
- (4) 当事者の一方が債務の履行を遅滞し、又はその他の違約行為により契約の目的が達成できなくなったとき。
- (5) 法律で規定するその他の事由があるとき。

第 9 5 条 法律の規定又は当事者の約定により解除権の行使期間が定められているときに、期間が満了まで当事者が行使しないときは、当該権利は消滅する。法律の規定又は当事者の約定により解除権の行使期間が定められていないときに、相手方の催告を受けた後、合理的な期間内に行使しない場合、当該権利は消滅する。

第 9 6 条 当事者の一方が本法律第 9 3 条第 2 項、第 9 4 条の規定に基づき契約の解除を主張する場合は、相手方に通知しなければならない。契約は通知が相手方に到達した時点で解除される。相手方は異議があるときには、契約解除の効力の確認を人民法院又は仲裁機関に請求することができる。

法律及び行政法規により契約の解除に許可、登記などの手続を行わなければならないと規定されている場合、その規定に従う。

第 9 7 条 契約を解除した後にまだ履行されていないものは、履行を終了する。既に履行している契約については、履行の状況と契約の性質に応じて、当事者は現状回復、その他の救済措置を採る要求ことができ、且つ損害賠償を請求する権利を有する。

第98条 契約の権利義務の終了は、契約の中で定められている決済と精算に関する条項の効力に影響しない。

第99条 当事者は相互に弁済期にある債務を負い、当該債務の標的物の種類、品質が同様であるときには、一方は自己の債務をもって相手方の債務と相殺することができる。但し、法律の規定又は契約の性質により相殺することができないときはこの限りではない。当事者が相殺を主張するときは、相手方に通知しなければならない。通知は、相手方に到達した時点より効力を生じる。相殺には条件又は期限を付けてはならない。

第100条 当事者は相互に債務を負い、標的物の種類、品質が異なる債務であっても、当事者双方が合意したときは、相互に負担する債務を相殺することもできる。

第101条 下記の事由のいずれかに該当し、債務の履行が困難なときは、債務者は標的物を供託することができる。

- (1) 債務者が正当な理由なしに受領を拒否したとき。
- (2) 債権者が行方不明になったとき。
- (3) 債権者が死亡し相続人が定められていないとき、又は債権者が民事行為能力を喪失し後見人が確定されていないとき。
- (4) 法律規定に定めるその他の事由があるとき。

標的物が供託に適さず、又は供託に過大な費用を要するときは、債務者は法に従い標的物を競売又は売却して取得したお金を供託することができる。

第102条 標的物を供託した後に、債権者が行方不明になっているときを除き、債務者は遅滞なく債権者又は債権者の相続人、後見人に通知しなければならない。

第103条 標的物を供託中に毀損、滅失の危険は、債権者が負担する。供託期間中に標的物から生じる収益は、債権者に帰する。供託費用は、債権者が負担する。

第104条 債権者は随時供託の標的物を受取ることができる。但し、債権者が債務者に対し弁済期にある債務を負うときは、債権者がその債務を履行せず、又は担保を提供しなければ、供託部門は債務者の要求により供託の目的物の受取りを拒絶しなければならない。債権者が供託物を受取る権利は、供託の日より5年内に行使しないときは、消滅し、供託の目的物は供託費用を差し引いた後に国の所有に帰する。

第105条 債権者が債務者の債務の一部又は全部を免除したときは、契約の権利義務の一部又は全部が終了する。

第106条 債権と債務が同一人に帰したときは、契約の権利義務は終止する。但し、第三者の利益に関わる場合はこの限りではない。

第7章 違約責任

第107条 当事者の一方が契約義務を履行せず、又は約定通りに履行していないときは、履行の継続、救済措置の採用、又は損害の賠償等の違約責任を負わなければならない。

第108条 当事者の一方が契約義務を履行しない旨を明確に表明し、又は自己の行為によって表示したときは、相手方は履行期限が満了する前に違約責任を負うように請求することができる。

第109条 当事者の一方が価格又は報酬を支払わないときは、相手方はその価格又は報酬の支払を請求することができる。

第110条 当事者の一方が非金銭債務を履行せず又は約定通りに非金銭債務を履行していないときは、相手方は履行を請求することができる。但し、下記の事由のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法律上又は事実上において履行が不能であるとき。
- (2) 債務の標的物が強制履行に適せず又は履行に過大な費用を要するとき。
- (3) 債権者が合理的な期間内に履行を請求しないとき。

第111条 品質が約定に適合しないときは、当事者の約定に従い違約責任を負わなければならない。違約責任に関しての約定がなく、又は約定が不明確の場合、本法律第61条の規定によっても確定できないときは、被害者の標的物の性質及び損失程度に応じ、修理、交換、やりなおし、返品、価格又は報酬の減額などの違約責任を合理的に選択して相手方に請求することができる。

第112条 当事者一方が契約義務を履行しない又は約定通りに履行しなかったときに、その義務を履行又は救済措置を採った後に、相手方になお損失があるときは、その損失を賠償しなければならない。

第113条 当事者一方が契約義務を履行しない又は約定通りに履行しなかったことで、相手方に損失をもたらしたときは、損失の賠償額は違約によりもたらされる損失に相当しなければならないが、契約履行によって得ることのできる利益を含むことができるが、契約に違反した一方が契約締結時に予見した又は予見し得た契約違反による損失を超えてはならない。経営者が消費者に提供した商品又はサービスに詐欺行為があった場合、「中華人民共和国消費者權益保護法」の規定に従い損害賠償責任を負わなければならない。

第114条 当事者は、一方が違約したときに違約の程度に応じて相手方に一定金額の違約金を支払うことを約定することもでき、違約による損失への賠償金額の計算方法を約定することもできる。約定した違約金を実損を下回るときは、当事者は人民法院又は仲裁機関に増加を請求ことができ、約定の違約金を実損を上回るときは、当事者は人民法院または仲裁機関に適当な減額を請求することができる。当事者が履行遅滞についての違約金を定めているときは、違約方は違約金を支払った後に債務を履行しなければならない。

第115条 当事者は「中華人民共和国担保法」に基づき、一方が債権の担保として相手方に手付金を給付することを定めることができる。債務者は債務を履行した後に手付金を代金に充当し、又は返還してもらわなければならない。手付金を給付した一方が約定された債務を履行しないときは、手付金の返還を請求することができない。手付金を受領した一方が約定された債務を履行しないときは、手付金の倍額を返還しなければならない。

第116条 当事者が違約金と手付金の両方を定めているときは、一方が違約したときに相手方は違約金条項と手付金条項を選択して適用することができる。

第117条 不可抗力により契約が履行できなくなったときは、不可抗力の影響に応じて、責任の一部または全部を免除するが、法律で別に規定があるときはこの限りではない。当事者が履行を遅滞した後に不可抗力事由が生じた場合は、責任を免除することはできない。本法律にいう不可抗力とは、予見できず、回避できず且つ克服できない客観的状況をいう。

第118条 当事者の一方は不可抗力により契約を履行できなくなったときには、相手方に与える損失を軽減させるため、速やかに相手方に通知しなければならない。また、合理的期間内に証明を提出しなければならない。

第119条 当事者の一方が違約した後に、相手方は損失拡大を防止するため適切な措置を講じなければならない。適切な措置を怠ったことによって、損失を拡大させた損失につき賠償を請求することはできない。当事者が損失の拡大を防止するために支出した合理的費用は違約方が負担する。

第120条 当事者双方とも契約に違反したときは、それぞれ相応の責任を負わなければならない。

第121条 当事者の一方は第三者の責に帰すべき事由により違約した場合、相手方に対し違約責任を負わなければならない。当事者の一方と第三者との紛争は法律の規定若しくは約定に基づき解決する。

第122条 当事者の一方の違約行為により、相手方の人身、財産の権益が侵害されたときは、被害者はこの法律により違約責任又は他の法律に従い不法行為責任を負わせることができる。

第8章 その他

第123条 他の法律において契約に関する規定がある場合、それに従う。

第124条 この法律の細則又はその他の法律で明文規定のない契約については、この法律の総則を適用し、且つこの法律の細則又はその他の法律に最も類似した規定を参照することができる。

第125条 当事者は契約条項の理解に異議があるとき、契約の使用用語、契約の関係条項、契約の目的、取引慣習及び誠実信用の原則に照らして、その条項の真意を決めなければならない。二種類以上の言語で締結し且つ同等の効力を持つ契約は、各言語の契約における用語を同じ意味と推定する。各言語の契約における使用用語が異なるときは、契約の目的に従い解釈しなければならない。

第126条 涉外契約の当事者は契約紛争に適用する法律を選択することができる。但し、法律に別段の定めがあるときはこの限りでない。涉外契約の当事者が選択しないときは、契約と最も密接な関係のある国の法律を適用する。中華人民共和国で履行する中外合弁経営企業契約、中外合作経営企業契約、中外合作自然資源調査開発契約には中華人民共和国の法律を適用する。

第127条 工商行政管理部門及びその他の関係行政主管部門はそれぞれの権限範囲で法律、行政法規の規定に従い、契約を利用して国家利益、社会公共の利益を害する違法行為を監督し、処理する。犯罪に当たるときは、法に基づき刑事責任を追及する。

第128条 当事者は和解や調停により契約紛争を解決することができる。

当事者に和解、調停に依拠する意思がなく又は和解、調停で成功できなかったときは、仲裁協議に従い仲裁機関に仲裁を申し立てることができる。涉外契約の当事者は中国仲裁機構又はその他の仲裁機関に仲裁を申し立てることができる。当事者は仲裁協議を締結せず、又は仲裁協議が無効であるとき、人民法院に訴訟を起こすことができる。当事者は法律上の効力を生じた判決、仲裁判決、調停書を履行しなければならない。履行しないときは、相手方は人民法院に執行を申し立てることができる。

第129条 海外商品の売買契約と技術輸出契約に関わる紛争の提訴期間若しくは仲裁申し立ての期間は4年とし、当事者がその権利の侵害を知った日、若しくは知り得た日から計算する。その他の契約に関わる提訴期間若しくは仲裁期限は、関係法律の規定に従う。

細則

第9章 売買契約

第130条 売買契約とは、売手が目的物の所有権を買手に移し、買手が代価を支払う契約である。

第131条 売買契約には、本法第12条の規定の他に包装方式、検査基準や方法、決済方式、契約に用いられる文字及びその効力などの条項を定めることができる。

第132条 売買の目的物は、売手の所有であり、売手が処分する権利を有するものでなければならない。法律、行政的法規によって譲渡が禁止され、制限されるものについては、その規定に従う。

第133条 目的物の所有権は、目的物が引き渡された時点から移転する。但し、法律に別途定められ、または当事者間に別途約定がある場合はこの限りではない。

第134条 当事者は売買契約において、売手が代金未払、又はその他の義務を履行しない場合、目的物の所有権は売手に属する旨を売買契約に定めることができる。

第135条 売手は買手に目的物を交付し、または目的物を受け取るための書類の交付を行い、目的物の所有権移転の義務を履行しなければならない。

第136条 売手は約定又は売買の慣習に従い、買手に目的物を受取るための書類以外の関連書類と資料を交付しなければならない。

第137条 知的所有権を有するコンピューター・ソフトなどの目的物を売却する場合、法律に別途定められ、又は当事者間に別途約定がある場合を除き、当該知的所有権は買手に属するものではない。

第138条 売手は定められた期限に従い目的物を交付しなければならない。引渡期間が定められたものに対し、売手は当該引渡期間内のいずれかの期間において交付することができる。

第139条 当事者間が目的物の引渡期限を定めていないとき、又は約定が不明確の場合は本法第61条、第62条第4項の規定を適用する。

第140条 目的物が契約の締結前に既に買手に占有された場合、契約の効力発生時を引渡の時とする。

第141条 売手は定められた場所において、目的物を引き渡さなければならない。当事者が引渡の場所を定めていない場合又は約定が不明確の場合、本法第61条の規定によっても、なお確定できない場合は下記の規定を適用する。

- (1) 運送を要する目的物の場合、売手は目的物を第一運送引受人に交付し、買手に引き渡すようにしなければならない。
- (2) 運送を要しない目的物の場合、売手と買手が契約締結時に、目的物の存在場所を知っていた場合、売手は当該場所にて目的物を引き渡さなければならない。目的物の存在場所ということを知らなかった場合、売手が契約を締結した時点の営業地にて目的物を引き渡さなければならない。

第142条 目的物の毀損、滅失の危険については、目的物が引渡される前は売手が負担し、引渡された後は買手が負担する。但し、法律に別途規定があり、又は当事者に別途約定がある場合は、この限りではない。

第143条 買手の原因により目的物が約定の期限まで引渡しできなかった場合、買手は約定違反の当日から、目的物の毀損、滅失の危険を負わなければならない。

第144条 売手が運送業者に引渡した、運送途中の標的物を売却する場合、当事者に別途約定がある場合を除き、毀損、滅失の危険は契約成立の時点から買手が負担するものとする。

第145条 当事者間で交付場所を定めていないとき又は約定が不明確であり、且つ本法第141条第2項に規定する運送を要する目的物に関しては、売手が目的物を第一者の運送業者に交付した後の目的物の毀損、滅失の危険は買手が負担するものとする。

第146条 売手が約定に従い、又は本法第141条第2項第2号の規定に従い、目的物を引渡場所に置いたが、買手が約定に違反し、これを受け取らなかった場合、目的物の毀損、滅失の危険は、約定を違反した当日から、買手が負うものとする。

第147条 売手が約定に従い、目的物に関連する書類と資料を交付しなかった場合は、目的物の毀損、滅失の危険の移転には影響しないものとする。

第148条 目的物の品質が品質基準に符合しないことにより、契約の目的が実現できなかった場合、買手は目的物の受取を拒絶する又は契約を解除することができる。買手が目的物の受取を拒絶し又は契約を解除した場合、目的物の毀損、滅失の危険は売手が負うものとする。

第149条 目的物の毀損、滅失の危険を買い手が負う場合、売手の債務履行が約定に符合しないことに対し、買手は売手の違約責任を追及する権利を有する。

第150条 売手は既に引渡した目的物に対し、第三者が買手にいかなる権利も主張しないことを保障する義務がある。但し、法律に別途定めのある場合はこの限りではない。

第151条 買手が契約を締結する時に、売買の目的物に対する第三者の所有権の存在を知った又は知り得べきとき、売手は本法第150条に規定する義務を負わないものとする。

第152条 買手が確かな証拠をもって、第三者の目的物への権利主張の可能性を証明した場合、相応する代金主張の可能性を証明した場合、相応する代金の支払を取り止めることができる。但し、売手が適当な担保を提供した場合は、この限りではない。

第153条 売手は定められた品質の基準に従い目的物を交付しなければならない。売手が目的物に関する品質の説明を提供した場合、引渡される目的物は、当該説明の品質基準に合致しなければならない。

第154条 当事者は目的物の品質に対する約定がないとき、又は約定が不明確である場合、本法第61条の規定によっても、なお確定できない場合は、本法第62条1項の規定を適用する。

第155条 売手が引渡した目的物が品質の基準に符合しない場合、買手は本法第111条の規定に基づき相手方に違約責任を求めることができる。

第156条 売手は約定された包装方式に従い目的物を引渡さなければならない。包装方式について約定がない又は約定が明確でない場合、本法第61条の規定によっても、なお確定できない場合は、通常の方式による包装を行わなければならない。通常の方式がない場合は、目的物を十分保護できる包装方式を取らなければならない。

第157条 買手は目的物を受け取ってから約定の検査期間内に検査を行わなければならない。検査期間の約定がない場合であっても、適時検査を行わなければならない。

第158条 当事者に検査期間に関する約定があるとき、買手は検査期間内に目的物の数量や品質に関する約定条項との相違を売手に知らせなければならない。買手が知らせを怠った場合、目的物の数量や品質は、約定に符合するものと看做す。当事者間に検査期間に対する約定がない場合、買手は目的物の数量や品質に関する約定との相違を発見し得る、又は発見し得るべき合理的期間内に、売手に知らせなければならない。買手が合理的期間内において、又は目的物を受け取った日から2年以内において、売手に知らせなかった場合、目的物の数量や品質は約定に符合するものと看做す。但し、目的物に品質の保証期間があった場合は、品質の保証期間を適用し、上記2年の規定は適用しないものとする。売手が、提供した目的物が約定に適合しないことを知り得たとき、又は知り得るべきとき、買手は上記2項で定める通知時間の制限を受けないものとする。

第159条 買手は約定の金額の代金を支払わなければならない。代金について約定がないとき、又は約定が不明確である場合、本法第61条、第62条の第2項の規定を適用する。

第160条 買手は約定の場所に代金を支払わなければならない。支払場所について約定のないとき、又は約定が不明確である場合本法第61条の規定によっても、なお確定できない場合、買手は売手の営業地にて支払わなければならない。但し、約定された支払代金が、目的物の交付、又は目的物の引き取り書類の交付を条件とする場合は、目的物の交付地、又は目的物の引取書類の所在地にて支払うものとする。

第161条 買手は約定期間内に代金を支払わなければならない。支払期間に対する約定がないとき、又は約定が不明確である場合本法第61条の規定によっても、なお確定できない場合、買手は目的物、又は目的物の引取書類を受け取ると同時に代金を支払う。

第162条 売手が標的物を過剰交付した場合、買手は過剰交付された部分を受け取るか、又は断ることができる。買手が過剰交付された部分を受け取った場合は、契約価格に従い、代金を支払うものとする。買手が過剰交付された部分を断る場合は、適時に売手に知らせなければならぬ。

第163条 目的物を交付する前に目的物によって生じる収益は、売手の所有に帰属し、交付された後に生じる収益は買手の所有に帰属する。

第164条 目的物の主体物が約定に符合しないことにより、契約を解除する場合は、契約解除の効力は付属物にも及ぶものとする。目的物の付属物が約定に符合しないことにより、契約が解除される場合、解除の効力は主体物には及ばないものとする。

第165条 標的物が複数で、その中の一つが約定に符合しない場合、買手は当該物について、解除することができる。但し、当該物と他の物との分離によって、目的物の価値が明らかに損害される場合、当事者は複数の物について、契約を解除することができる。

第166条 売手が目的物を複数回に分けて引渡す場合、売手がその中の一回分標的物を引渡さないとき、又は引渡したものが約定に符合しないため、当該標的物が契約の目的を実現できない場合、買手は当該目的物に関する契約を解除することができる。売手がその中の一回分の目的物を引渡さないとき、引渡したものが約定に符合しないため、他の目的物の契約目的を実現できなくなる場合、買手は当該一回分の目的物及びその他の目的物について契約を解除することができる。買手がその中の一回分の目的物を契約解除し、当該目的物とその他の目的物が相互依存関係にあるものであれば、既に交付されたもの、又は交付されていないその他の目的物について、解除することができる。

第167条 分割払いの買手が期限切れの未払い代金が全部代金の五分の一に達した場合、売手は買手に、代金金額の支払いを求め、又は契約を解除することができる。売手が契約を解除する場合、買手に当該目的物の使用費を請求することができる。

第168条 見本により取引を行う当事者は、見本を封印保存すべきであり、見本の品質に対し説明しなければならない。売手が交付する標的物は、見本及びその説明に示す品質と同じものでなければならない。

第169条 見本により取引を行う買手は、見本に隠された瑕疵があることを知らない場合、交付された目的物が、たとえ見本と同じであっても、売手が交付した目的物の品質は、依然として同種類物の通常基準に符合するものでなければならない。

第170条 試用売買を行う当事者は、目的物の試用期間について約定することができる。試用期間について約定がないとき、又は約定が不明確である場合、本法第61条の規定によっても、なお確定できない場合は、売手が確定する。

第171条 試用売買を行う買手は、試用期間内に目的物を購入することができるものとし、購入を拒絶することもできる。試用期間が満了した後に買手が標的物を購入する否について態度を示さない場合、購入するものとみなす。

第172条 入札募集、入札売買を行う当事者の権利と義務及び入札募集、入札の手順などは、関連法律、行政的法規の規定に従って行う。

第173条 競売の当事者の権利と義務及び競売の手順などは、関連法律、行政法規の規定に従って行う。

第174条 法律がその他の有償契約に対して規定がある場合、その規定に従うべきであり、規定のない場合は売買契約の関連規定を参照するものとする。

第175条 当事者が物々交換、目的物の所有権の移転について約定する場合、売買契約の関連規定を参照するものとする。

第10章 電気、水、ガス、熱力供給契約

第176条 電気供給契約とは、電気供給者が電気使用者に電気を供給し、電気使用者が電気代金を支払う契約をいう。

第177条 電気供給契約内容には、電気供給方式、品質、時間、電気使用容量、住所、性質、測定方法、電気価格、電気代金の決済方式、電気供給設備のメンテナンス責任などの条項が含まれる。

第178条 電気供給契約の履行場所は、当事者の約定に従う。当事者間に約定がないとき、又は約定が不明確な場合、電気供給設備の財産権の分離境界線を履行場所とする。

第179条 電気供給者は、国家の定める電気供給品質基準及び規定に従い、安全に電気供給を行わなければならない。電気供給者が国家の定める電気供給品質基準及び規定通り安全に電気供給を行わず、電気使用者に損失をもたらした場合は、損害賠償の責任を負わなければならない。

第180条 電気供給者は、電気供給施設に対し計画的に点検修理し、臨時的点検修理を行い、法により電気を制限、又は電気使用者の違法行為によって電気供給を中断する必要が生じたとき、国家の関連規定に従い、予め電気の使用業者に知らせなければならない。予め電気使用者に通知せず、停電によって電気使用者に損失を与えた場合、その損害賠償の責任を負わなければならない。

第181条 自然災害等の原因により停電した場合、電気供給者は国家の関連規定に従い、直ちに応急修理を行わなければならない。それを怠って、電気使用者に損失を与えた場合は、損害賠償の責任を負わなければならない。

第182条 電気使用者は、国家の関連規定と当事者間の約定に従い、適時に電気代金を支払わなければならない。電気使用者が期限を過ぎても電気代金を支払わないときは、約定により違約金を支払わなければならない。催告された後も、電気使用者が合理的期限内に電気代金と違約金を支払わない場合、電気供給者は国が定める手順に基づき電気の供給を中止することができる。

第183条 電気使用者は国家の関連規定及び当事者の約定に従い、電気の安全使用に努めなければならない。電気使用者が国家の関連法規及び当事者の約定に従い電気を安全に使用しない理由で電気供給者に損失を与えたときは、損害賠償の責任を負わなければならない。

第184条 水の供給、ガスの供給、熱力の供給契約については、電気供給契約の関連規定を参照するものとする。

第11章 贈与契約

第185条 贈与契約とは、贈与者が自分の財産を受贈者に無償で与え、受贈者が受贈与の意思を表示する契約をいう。

第186条 贈与者は、贈与財産の権利が転移される前に贈与を取り消すことができる。救済、貧困に対する支援等社会公益、道德義務の性格を有する契約、又は公証手続を行なった後の贈与契約については前項の規定を適用しない。

第187条 贈与財産は、法に従い登録等の手続を行なう必要がある場合、関連手続を行わなければならない。

第188条 救済、貧困支援等の社会公益、道德義務の性格を有する契約、又は公証手続を行なった後の贈与契約について、贈与者が財産を贈与しない場合、受贈者は、財産の交付を求めることができる。

第189条 贈与者の故意又は重大過失により、贈与される財産が毀損、滅失した場合、贈与者は損害賠償の責任を負わなければならない。

第190条 贈与には、義務を伴うことを前提にすることができる。贈与に義務をつけた場合、受贈者は約定に従い義務を履行しなければならない。

第191条 贈与される財産に瑕疵があるとき、贈与者は責任を負わないものとする。義務をつける贈与については贈与される財産に瑕疵があるとき、贈与者は義務の範囲内において、売手と同様の責任を負うものとする。贈与者が故意に瑕疵のあることを知らせず、又は瑕疵のないことを保証することにより受贈者に損失を与えたときは、損害賠償の責任を負わなければならない。

第192条 受贈者に下記に挙げる事由のいずれかが生じたとき、贈与者は贈与を取り消すことができる。

- (1) 贈与者又は贈与者の近親に著しい損害を与える場合。
- (2) 贈与者に対し扶養の義務があるにもかかわらず、それを履行しない場合。
- (3) 贈与契約に定められた義務を履行しない場合。

贈与者の取消権は、取消の原因を知り得たとき、又は知り得るべき日から1年以内に行使しなければならない。

第193条 受贈者の違法行為により贈与者が死亡し、又は民事的行為能力を失った場合、贈与者の承継人や法定代理人は贈与を取り消すことができる。贈与者の承継人又は法定代理人の取消権は、取消の原因を知り得たとき、又は知り得るべき日より6ヶ月以内に行使しなければならない。

第194条 取消権所有者が贈与を取消す場合、受贈者に対し贈与財産の返還を求めることができる。

第195条 贈与者の経済的状況が著しく悪化し、その生産経営又は家庭生活に影響を及ぼす場合、贈与義務を履行しなくてもよいものとする。

第12章 借款契約

第196条 借款契約とは、借受人が貸付人より借款し、期限内に返済し、且つ利息を支払う契約をいう。

第197条 借款契約は書面方式を採用する。但し、自然人の間で別途借款に対する約定があるときはこの限りではない。借款契約の内容には借款の種類、貨幣の種類、用途、金額、利息、期限及び返済方法等の条項が含まれる。

第198条 借款契約を締結するとき貸付人は、借受人に担保の提供を求めることができる。担保については「中華人民共和国担保法」の規定に従うものとする。

第199条 借款契約を締結するとき、借受人は貸付人の要請に従い、借款に関連する業務活動及び財務状況などに関する事実を開示しなければならない。

第200条 借款の利息は、予め元金の中から差し引いてはならない。事前に元金から利息を差し引いた場合、実際の借款金額に従い、借款を返済し、利息を計算しなければならない。

第201条 貸付人が約定の期日、金額通り借款を提供せず、借受人に損失を与えたときは、損害賠償の義務を負う。借受人が、約定の期日、金額通り借款を受け取らなかった場合は、約定の期日、金額通り利息を支払わなければならない。

第202条 貸付人は約定に従い、借款の使用状況を検査、監督することができる。借受人は、約定に従い、貸付人に財務会計表等資料を定期的に提供しなければならない。

第203条 借受人が定められた借款の用途と異なる目的に借款を使用したとき、貸付人は借款の支給を停止し、借款の繰上回収又は契約解除を行なうことができる。

第204条 貸付業務を行なう金融機構における貸付の利息は、中国人民銀行の定める貸付利息の上限又は下限に従い決めなければならない。

第205条 借受人は約定の期限通り、利息を支払わなければならない。利息の支払い期限に関する約定がないとき、又は約定が不明確である場合、本法第61条によっても、なお確定できず、借款期間が1年未満の場合は、借款返済時に合わせて支払わなければならない。借款期間が1年以上の場合は、1年満期毎に支払わなければならない。残りの期間が1年未満の場合は、借款返済時に合わせて支払わなければならない。

第206条 借入人は定められた期限通りに借入を返済しなければならない。借入の返済期限に対して約定がない、又は約定が不明確である場合、本法第61条によっても、なお確定できない場合、借入人は随時に返済することができる。一方貸付人は、合理的期限以内に返済するよう、借入人に対し催告することができる。

第207条 借入人が定められた期限に借入を返済しなかったときは、約定又は国家の関連規定に従い、期限切れ利息を支払わなければならない。

第208条 借入人が借入を繰上げ返済する場合、当事者間に別途約定のある場合を除き実際の借入期間に発生する利息を支払わなければならない。

第209条 借入人は、返済期限が満了する前に、貸付人に延期を求めることができる。貸付人の同意があるときは延期できるものとする。

第210条 自然人の間の借入契約は、貸付人が借入を提供した時点より効力を発する。

第211条 自然人の間の借入契約で利息の支払について約定がないとき又は約定が不明確な場合は、利息を支払わないことと見なす。自然人の間の借入契約に、利息の支払について約定がある場合、借入の利息は国家の借入利息の期限に関する規定に違反してはならない。

第13章 賃貸借契約

第212条 賃貸借契約とは、賃貸人が賃借物を賃借人に交付使用させ、収益を得るものであり、賃借人が賃借料を支払う契約をいう。

第213条 賃貸借契約の内容には、賃貸借物の名称、数量、用途、賃貸借期限、賃借料及びその支払期限と方法、賃貸借物のメンテナンス等に関する条項が含まれる。

第214条 賃貸借期間は20年を超えないものとし、20年を超える場合、超過期間は無効とする。賃貸借期限が満了した後に当事者は継続的に賃貸借契約を締結することができる。但し、約定の賃貸借期間は継続締結の日より20年を超えないものとする。

第215条 賃貸借期間が6ヶ月以上の場合、契約は書面形式を採用しなければならない。当事者が書面方式を取っていないものは、定期の賃貸借と看做さない。

第216条 賃貸人は、約定に従い賃借物を賃借人に交付し、賃借人は借用期間中に賃借物に関する約定に符合する用途を保持しなければならない。

第217条 賃借人は、約定に従い賃借物を使用しなければならない。賃借物の使用方法に対する約定がないとき又は約定が不明確である場合、本法第61条の規定によっても、なお確定できない場合は、賃借物の性格に従って使用しなければならない。

第218条 賃借人は定められた方法、賃借物の性格に従って賃借物を使用し、賃借物に損傷をもたらしたときは損害賠償の責任を負わないものとする。

第219条 賃借人は、定められた方法、賃借物の性格に従わずに賃借物を使用し、賃借物に損傷をもたらした場合、賃貸人は契約を解除し、損害賠償を求めることができる。

第220条 賃貸人は賃借物のメンテナンスの義務を履行しなければならない。但し、当事者に別途約定があるときは、この限りではない。

第221条 賃借人は、賃借物のメンテナンスを必要とする時、合理的期間内にメンテナンスを行なうよう賃貸人に求めることができる。賃貸人がメンテナンスの義務を履行しなかった場合、賃借人は自らメンテナンスを行なうことができる。その費用は賃貸人の負担となる。賃借物のメンテナンスの対応により賃借人の使用に差し支えがあったときは賃借料を減らすか、賃借期間を延長しなければならない。

第222条 賃借人は賃借物を保管しなければならない。不適切な保管により賃借物に毀損、滅失が生じたときは損害賠償の責任を負わなければならない。

第223条 賃借人は賃貸人の許可を得て賃借物に対し改修を行い、物を増設することができる。賃借人が賃貸人の許可を得ずに、賃借物に対して改修を行い、物を増設したとき、賃貸人は、原状の回復や損害賠償を賃借人に求めることができる。

第224条 賃借人は、賃貸人の許可を得て賃借物を第三者に転貸することができる。賃借人が第三者に転貸した場合、賃借人と賃貸人との間の賃貸借契約は、引き続き有効であり、第三者が、賃借物に損失を与えた場合は、賃借人が損失を賠償しなければならない。賃借人が賃貸人の許可を得ずに、賃借物を第三者に転貸したとき、賃貸人は契約を解除することができる。

第225条 賃借期間に賃借物を占有し、使用することによって得られる収益は、賃借人の所有となる。但し、当事者間に別途約定がある場合はこの限りではない。

第226条 賃借人は定められた期限に賃借料を支払わなければならない。支払期限について約定がないとき又は約定が不明確である場合、本法第61条の規定によっても、なお確定できず、賃借期間が1年未満のときは賃借期間終了時に支払わなければならない。

第227条 賃借人は正当な理由なしに賃借料を支払わないとき又は遅延したとき、賃貸人は合理的期間内に支払うよう賃借人に求めることができる。賃借人が期限が過ぎても支払わない時、賃貸人は契約を解除することができる。

第228条 第三者が権利を主張することにより賃借人が賃借物を使用できず、収益が得られない場合、賃借人は賃借料の減額を求めるか又は賃借料を支払わなくてもよいものとする。第三者が権利を主張する場合、賃借人は適時賃貸人に知らせなければならない。

第229条 賃借物が、賃借期間において所有権の変動が生じたときは、賃貸借契約の効力に影響しないものとする。

第230条 賃貸人が賃貸家屋を売却する場合、売却前の合理的期間内に賃借人にその旨を知らせなければならない。賃借人は同等の条件において優先的に購入する権利を有するものとする。

第231条 賃借人に帰属しない事由により賃借物の一部又は全部が毀損、滅失した場合、賃借人は賃借料の減額を求めるか、又は賃借料を支払わなくてもよいものとする。賃借物の一部又は全部が毀損、滅失し、契約の目的が達成できないとき、賃借人は契約を解除することができる。

第232条 当事者間に賃貸借期限について約定がない場合、又は約定が不明確であるとき、本法第61条の規定によっても、なお確定できない場合は不定期賃貸借と看做す。当事者は随時契約を解除できる。但し、賃貸人が契約を解除しようとするときは、合理的期限内に賃借人に知らせなければならない。

第233条 賃借物が賃借人の安全や健康に危険を及ぼすとき、たとえ賃借人が、契約締結時に当該賃借物が品質不良を知り得た後の物件であっても賃借人は依然、随時契約を解除することができる。

第234条 賃借人が家屋の賃借期間において死亡した場合、生前に共同移住をしていた者は、元の賃貸借契約に基づいて当該家屋を賃借することができる。

第235条(賃借物の返還) 賃貸借期間終了後、賃借人は賃借物を返還しなければならない。返還された賃借物の使用後の状態は、約定又は賃借物の性格に符合しなければならない。

第236条 賃借期間終了後、賃借人が賃借物を継続して使用し賃貸人も異議を申し立てない場合、元の賃貸借契約は引き続き有効となる。但し、賃貸借期限は不定期とする。

第14章 融資賃貸借(ファイナンス・リース)契約

第237条 融資賃貸借契約とは、賃貸人が賃借人の売手及び賃借物に対する選択に従い賃借物を購入して賃借人に提供し、賃借人は賃借料を支払う契約をいう。

第238条 融資賃貸借契約の内容には、賃貸借物の名称、数量、仕様、技術的性能、検査方法、賃貸借期限、賃借料の構成及び支払期限と方法、貨幣の種類、賃借期間終了後の賃借物の帰属等の条項が含まれる。融資賃貸借契約は、書面方式を採用しなければならない。

第239条 賃貸人が賃借人の選択した売手、賃借物に基づき賃借人と締結した売買契約に対して、売手は約定に従い賃借人に標的物を交付しなければならない。賃借人は標的物の受領に関連する売買人の権利を享有するものとする。

第240条 賃貸人、売手、賃借人は売手が売買契約の義務を履行しない場合には賃借人が弁償を求める権利を行使できる旨を約定に盛り込むことができる。賃借人が弁償を求める権利を行使するとき、賃貸人は協力しなければならない。

第241条 賃貸人は賃借人の売手、賃貸物に対する選択に基づき締結した売買契約について、賃借人の同意を得ずに賃借人に関する契約内容を変更してはならない。

第242条 賃貸人は賃借物の所有権を有する。賃借人が破産した場合、賃借物は破産財産に属しない。

第243条 融資賃貸借契約の賃借料は、当事者間に別途約定がある場合を除き、賃借物購入の際の大部分、又は全部のコスト及び賃出人の合理的利益に基づいて決めなければならない。

第244条 賃借物が約定又は使用目的に符合しない場合、賃貸人は責任を負わない。但し、賃借人が賃貸人の技能を頼りに賃借物を確定した場合、又は賃貸人が賃借物の選択に関与した場合はこの限りではない。

第245条 賃貸人は賃借人の賃借物の占有及び使用を保証しなければならない。

第246条 賃借人が賃借物の占有期間において、賃借物が第三者に人身傷害や財産の損害をもたらしたとき賃貸人は責任を負わない。

第247条 賃借人は賃借物を適切に保管し、使用しなければならない。

第248条 賃借人は、約定に従い賃借料を支払わなければならない。賃借人が催告を受けた後、合理的期限までに賃借料を支払わないとき、賃貸人は賃借料の金額支払いを賃借人に求め、又は契約を解除し、賃貸物を回収することができる。

第249条 当事者間に賃借期間終了後、賃借物は賃借人の所有になると約定し、しかも賃借人が大部分の賃借料を既に支払ったが、賃借料の残額を支払能力がなくなり、賃貸人がそれが原因で契約を解除し、賃貸物を回収したが回収された賃借物の価値が賃借人の未納賃借料及びその他の費用を上回る場合、賃借人は賃借料の部分的返還を求めることができる。

第250条 賃貸人と賃借人は賃貸借期間終了後の賃借物の帰属について、約定することができる。賃貸借物の帰属について約定がないとき又は約定が不明確である場合、本法第61条の規定によっても、なお確定できない場合、賃貸借物の所有権は賃貸人に属するものとする。

第15章 請負契約

第251条 請負契約とは、請負人が発注者の要求に基づき作業を完成し、作業の成果を交付し、発注者は報酬を支払う契約をいう。請負には加工、注文政策、修理、複製、測定、検査等の作業が含まれる。

第252条 請負契約の内容には、請負の標的、数量、品質、報酬、請負方式、材料の提供、履行期限、検収基準及び方法等の条項が含まれる。

第253条 請負人は自己の設備、技術及び労働力によって、主要作業を完成しなければならない。但し、当事者に別途約定のある場合は、この限りではない。請負人が請け負った主要作業を第三者に渡して完成させたときは、第三者によって完成された作業成果について発注者に対する責任を負わなければならない。発注者の許可を得ていない場合、発注者は契約を解除することもできる。

第254条 請負人は、その請け負った補助的作業を第三者に渡して完成させることができる。請負人がその請け負った補助的作業を第三者に渡して完成させた場合、当該第三者によって完成された作業成果については、発注者に責任を負わなければならない。

第255条 請負人が材料を提供する場合、請負人は約定に従い材料を選定使用し、発注者の検査を受けなければならない。

第256条 発注者が材料を提供する場合、発注者は約定に従い材料を提供しなければならない。請負人は発注者が提供した材料に対し適時検査を行い、約定に符合しないものを発見したときは、取替え、補充又はその他の解決措置をとるよう適時に発注者に知らせなければならない。請負人は、発注者が提供される材料を勝手に取り替え、修理の必要のない部品を取り替えてはならない。

第257条 請負人は発注者が提供する図面や技術が不合理であることに気付いたとき、適時に発注者に知らせなければならない。発注者が回答を怠ったことにより請負人が損失を被ったとき、発注者はその損失を賠償しなければならない。

第258条 発注者が途中で請負作業への要求を変更し、請負人に損失を与えたときは、損失を賠償しなければならない。

第259条 発注者の協力を要する請負作業の場合、発注者には協力の義務がある。発注者が協力の義務を履行しないことにより、請負作業が完成できなかった場合、請負人は合理的期限内に義務を履行するよう発注者に催告し、履行期限を延長することができる。発注者が期限を過ぎても履行しないとき、請負人は契約を解除することができる。

第260条 請負人は作業期間において発注者の必要な監督検査を受けなければならない。発注者は、監督検査のために請負人の正常な作業を妨げてはならない。

第261条 請負人が作業を完成した場合、発注者に作業成果を交付し、必要な技術的資料及び品質に関する証明を提出しなければならない。発注者は当該作業成果に対する検収を行わなければならない。

第262条 請負人が完成した作業成果が、品質の要求に符合しない場合、発注者は請負人に、修理、やり直し、報酬の減額、損失賠償等の違約責任を求めることができる。

第263条 発注者は約定の期限に従い報酬を支払わなければならない。報酬の支払期限について、約定がない場合、又は約定が不明確であるとき、本法第61条の規定によっても、なお確定できない場合、発注者は、請負人が作業成果を交付するときに支払わなければならない。作業成果の一部が交付された場合、発注者はそれに対応する報酬を支払わなければならない。

第264条 発注者が請負人への報酬や材料費等の代金を支払わなかった場合、請負人は、完成した作業成果に対し留置権を享有する。但し、当事者に別途約定がある場合はこの限りではない。

第265条 請負人は、発注者が提供する材料及び完成した作業成果を適切に保管しなければならない。不適切な保管によって毀損、滅失が生じた場合は、損害賠償の責任を負わなければならない。

第266条 請負人は、発注者の要求に従い秘密を保持しなければならない。発注者の許可なしに複製品を造り、技術資料を盗用してはならない。

第267条 共同請負人は、発注者に対し連帯責任を有するものとする。但し、当事者に別途約定がある場合はこの限りではない。

第268条 発注者は請負契約を随時解除することができる。請負人に損失を与えた場合は、その損失を賠償しなければならない。

第16章 建設工事契約

第269条 建設工事契約とは、請負人が工事建設を行い、発注者が代金を支払う契約をいう。建設工事契約には、工事調査、設計、施工契約が含まれる。

第270条 建設工事契約は書面方式を採用しなければならない。

第271条 建設工事の入札募集、及び入札活動は関連法律の規定に従い公開、公平、公正で行なわなければならない。

第272条 発注者は、代表請負人と建設工事契約を締結することができるものとし、または調査者、設計者、施工者それぞれと調査、設計、施工請負契約を締結することができる。発注者は一つの請負人によって完成できる建設工事を、複数の部分に解体して、複数の請負人に発注してはならない。代表請負人あるいは調査、設計、施工の請負人は、発注者の許可を得た上に自ら請け負った一部の作業を、第三者に渡し、完成させることができる。第三者は、その完成した作業成果に対し代表請負人または調査、設計、施工請負人と共に、発注人に対し連帯責任を負うものとする。請負人は、その請け負った建設工事全体を第三者に下請けさせ、または全体の建設工事

を解体してそれぞれ第三者に下請けさせてはならない。請負に相応しい資質条件を持たない部門に、工事を分けて下請けさせることを禁ずる。工事を分けられた部門が、その請け負った工事をさらに他者に下請けさせることを禁ずる。建設工事の主体構造の施工は、必ず請負人自ら完成させなければならない。

第273条 国家の重大な建設工事に関する契約は、国の定める手順及び国が認可する投資計画、実行可能性研究（フィージビリティ・スタディ）報告書に基づいて締結しなければならない。

第274条 調査、設計契約の内容には、関連基礎資料と文書（概略予算を含む）の提出期限、品質に対する要求、費用及びその他の協力条件等の条項が含まれる。

第275条 工事契約の内容には、工事範囲、建設期間、中間交付工事の開工、竣工時間、工事品質、工事価格、技術資料の交付期間、材料及び設備供給の責任、費用の交付と決済方法、竣工後の検収など条項が含まれる。アフターサービスの範囲及び品質保証期間、双方による相互協力等の条項が含まれる。

第276条 建設工事において監督制度を導入する場合、発注者と監督者との間に書面方式による監督委託契約を締結しなければならない。発注者と監督者の権利と義務及び法律責任は、本法の委託契約及びその他の関連法律、行政法規の規定に従わなければならない。

第277条 発注者は請負人の正常な作業に支障を与えない状況の下に、随時に作業の進捗状況、品質に対する検査を行なうことができる。

第278条 隠蔽工事の場合、請負人は隠蔽の前に発注者に検査するよう知らせなければならない。発注者が適時検査しなかった場合、請負人は工事期間を延期し、施工の停止及び時間のロスの発生により被った損失の賠償を求める権利が有する。

第279条 建設工事の竣工後、発注者は施工図面及び説明書、国が発布した施工検収にかかわる規範及び品質検査基準に基づき、適時検収を行わなければならない。検収に合格した場合、発注者は約定に従い代金を支払い、当該建設工事を接收しなければならない。建設工事は、竣工後の検収に合格してはじめて使用に交付しなければならない。検収を行っていない又は検収に不合格になった建設工事は使用に交付してはならない。

第280条 調査、設計の品質が要求に符合せず、又は期限通り調査、設計の文書を提出せず、工期に遅れ、発注者に損失を与えた場合、調査者、設計者は引き続き調査、設計を補完しなければならないものとし、又は調査、設計費を減らすか徴収を免除し、且つ損失を賠償しなければならない。

第281条 工事施工業者の原因により、建設工事の品質が約定に符合しない場合、発注者は工事施工業者に対し合理的期限内において無償で修理し、又はやり直し、改築を求める権利がある。修理又はやり直し、改築後それによって交付期限が遅れた場合、工事施工業者は違約責任を負わなければならない。

第282条 請負人の原因により、建設工事が合理的使用期限内に人身及び財産に損害を与えた場合、請負人は損害賠償の責任を負わなければならない。

第283条 発注者が約定された時間と要求通りに、原材料、設備、場所、資金、技術使用を提供しなかった場合、請負人は工事期間を延期することができる。請負人は施工停止及び時間のロスにより被った損失について賠償を求める権利がある。

第284条 発注者の原因により施工途中で建設が停止し、延期された場合、発注者は措置を講じて損失を補い、又は損失を減らすものとする。これによって発生する工事の停止、時間のロス、逆運送、機械設備の移動、材料や資材の在庫増など請負人にもたらす損失及び実際に発生する費用を賠償しなければならない。

第285条 発注者の計画変更、提供する資料が不正確であるため、又は期限通り必要な調査、設計作業など条件を提供しないことにより、調査、設計のやり直し、作業停止、又は設計修正をする場合、発注者は、調査者、設計者が実際に消耗した作業量に従い費用を増やさなければならない。

第286条 発注者が約定通り代金を支払わなかった場合、請負人は合理的期限内に代金を支払うよう発注者に催告することができる。発注者が期限を超えても支払わない場合、建設工事の性格上金額換算、競売に適さない建設工事を除き、請負人は発注者と協議の上、当該建設工事を金額で換算し、処理することができる。又は当該工事を法に基づき競売できるように人民法院に申し立てることができる。建設工事の代金は当該工事の金額換算又は競売の代金から優先的に受け取ることができる。

第287条 本章に定められていない規定については、請負契約の関連規定を適用する。

第17章 運輸契約

第1節 一般規定

第288条 運輸契約とは、運送人が旅客や貨物を発送地から約定の場所に運送し、旅客、託送人又は受取人が切符代や運賃を支払う契約をいう。

第289条 公共運輸に従事する運送人は、旅客や託送人の通常の、合理的運送要求を断ってはならない。

第290条 運送人は約定の期間又は合理的期間内に旅客や貨物を約定の場所までに安全に運送しなければならない。

第291条 運送人は約定通り、又は通常の運送路線を使って旅客や貨物を約定の場所まで運送しなければならない。

第292条 旅客、託送人又は受取人は切符代や運送費用を支払わなければならない。運送人が約定の路線や通常の運送路線を使わずに切符代や運送費用を増加した場合、旅客、託送人及び受取人は、増加された部分の切符代や運送費用の支払を断ることができる。

第2節 旅客運送契約

第293条 旅客運送契約は運送人が旅客に切符を渡した時点から成立するものとする。但し、当事者に別途約定がある場合、又は別途取引の慣習がある場合はこの限りではない。

第294条 旅客は有効な切符をもって乗り物に乗らなければならない。旅客が切符を持たず乗り物に乗ったり、乗り越したり、等級を超えて乗ったり、又は失効の切符をもって乗り物に乗った場合、運送人は規定に基づき切符代を追加することができる。旅客が切符代を支払わない場合、運送人は運送を断ることができる。

第295条 旅客が自分の原因により、切符に記載された時間に乗れない場合は、約定の時間内に払い戻しをするか、それとも変更手続を行わなければならない。期限が過ぎた場合、運送人は代金の払い戻し及び運送の義務を負わなくてもよいものとする。

第296条 旅客は運送途中、約定した制限量の荷物を携帯しなければならない。制限量を超えて手荷物を携帯したときは、託送手続を行わなければならない。

第297条 旅客は燃え易いもの、爆発し易いもの、有毒物、腐蝕性や放射性があるもの、運送道具及び人身や財産の安全に危険を及ぼす危険物又はその他の携帯禁止物を携帯したり、又は荷物の中に入れてはならない。旅客が上記条項の規定に違反した場合、運送人は携帯禁止物をおろして廃棄し、関係禁止物の携帯や託送を堅持される場合、運送人は運送を断らなければならない。

第298条 運送人は旅客に対し、正常の運転ができないことに関する重要事由及び安全運転に関する注意事項を適時告知しなければならない。

第299条 運送人は、切符に明記されている時間と便に従い旅客を運送しなければならない。運送人が運送を遅延したときは、旅客の要請に基づき、他の便への乗り直しや払い戻しをしなければならない。

第300条 運送人が勝手に運送道具を変更し、サービスの基準を下げた場合、旅客の要請に基づき、払い戻し又は代金を減額しなければならない。サービスの基準を上げた場合、切符代を値上げしてはならない。

第301条 運送人は運送途中に急病、分娩、危険に遭遇した旅客をできる限り救助しなければならない。

第302条 運送人は運送過程に旅客の死傷に対し、損害賠償責任を負わなければならない。但し、死傷が旅客自身の健康の原因によるものであり、又は死傷は旅客の故意又は重大過失による

ものであることを運送人が証明した場合はこの限りではない。前項の規定は、規定により切符が免除されたり、優待券を持っていたり、又は運送人の許可によって、切符を持たずに乗車した旅客にも適用する。

第303条 運送の過程に旅客の持参物品が毀損、滅失し、運送人に過失があった場合は、損害賠償の責任を負わなければならない。旅客の託送物品が毀損、滅失した場合は、貨物運送の関連規定を適用するものとする。

第3節 貨物運送契約

第304条 託送人が貨物を託送するときは、受取人の名称又は姓名、指示による受取人を性格に表示しなければならない。貨物の名称、性質、重量、数量、受取場所等貨物運送に関する必要状況を運送人に正確に示さなければならない。託送人が真実の状況を申告せず、又は重要な状況を忘れたことにより運送人に損失を与えた場合、託送人は損害賠償の責任を負わなければならない。

第305条 認可手続又は検査手続を必要とする貨物の運送では、託送人は手続完了後の書類を運送人に提出しなければならない。

第306条 託送人は、約定の方法に従い貨物を包装しなければならない。包装様式について約定がない、又は約定が不明確の場合は、本法第156条の規定を適用する。託送人が前項の規定に違反した場合、運送人は運送を拒否することができる。

第307条 託送人が燃えやすいもの、爆発しやすいもの、有毒物、腐蝕性、放射性のあるもの等の危険物を託送するときは、危険物運送に関する国の規定に従い危険物に対し適切な包装を行い、危険物の印やマークをつけ、危険物の名称、性質、及び防備措置に関する書面書類を、運送人に提出しなければならない。託送人が前項の規定に違反した場合、運送人は運送を拒否し、又は相応の措置をもって、損失の発生を避けることができる。これによって生じる費用は、託送人が負担する。

第308条 運送人が貨物を受取人に引渡す前に、託送人は運送人に対し、運送の停止、貨物の返還、届け場所の変更、又は他の受取人への貨物の引渡しを求めることができる。但し、これによって、運送人が被った損失を賠償しなければならない。

第309条 運送貨物の運送終了後、運送貨物の受取人を運送人知っている場合、適時に受取人に通知しなければならない。受取人は適時に貨物を引き取らなければならない。受取人は期限が過ぎた後、貨物を引き取る時は、運送人に保管費等の費用を支払わなければならない。

第310条 受取人は貨物を引き取る時、約定の期限内に貨物の検査を行わなければならない。貨物検査の期限について約定がない、又は約定が不明確である場合、本法第61条の規定によっても、なお確定できない場合は、合理的期限内に貨物検査を行わなければならない。受取人が、約定の期限又は合理的期限内に貨物の数量、毀損等について異議を申し立てなかった場合は、運送人が既に運送書類の記載通り交付したという一応の立証があったものと看做す。

第311条 運送人は、運送の過程における貨物の毀損、滅失に対し、損害賠償の責任を負うものとする。但し、貨物の毀損、滅失は不可抗力によるものであり、又は貨物自身の自然の性質や合理的消耗によるものであり、又は託送人、受取人の過失によるものであることを運送人が証明する場合は、損害賠償の責任を負わないものとする。

第312条 貨物の毀損、滅失の賠償額について、当事者間に約定がある場合は、その約定に従う。約定がない、又は約定が不明確であるとき、本法第61条の規定によっても、なお確定できない場合は交付、又は交付すべきときの貨物到達場所における市場価格によって計算する。賠償額の計算方法や賠償限度額について法律、行政法規に別途規定があるときは、その規定による。

第313条 二つ以上の運送人の同一方式による連絡運送の場合、託送人と契約を締結した運送人は、運送の全過程に対し責任を負わなければならない。損失がある運送区域において発生した場合、託送人と契約を締結した運送人と当該区域の運送人が連帯責任を負うものとする。

第314条 貨物の運送過程に不可抗力の原因により滅失し、しかも運送費を取っていない場合、運送人は運送費を請求してはならない。既に運送費を取った場合、託送人はその返還を求めることができる。

第315条 託送人又は受取人が運送費、保管費及びその他の運送費用を支払わないとき、運送人はその運送貨物を留置する権利を有する。但し、当事者に別途約定がある場合はこの限りではない。

第316条 受取人が不明、又は受取人が正当な理由なしで貨物の受領を拒否した場合、本法第101条の規定により、運送人は貨物を供託することができる。

第4節 複合運送契約

第317条 複合運送業者は、複合運送契約の履行を行い、またはその履行を組織し、運送の全過程に対し、運送業者としての権利を享有し、運送業者としての義務を負うものとする。

第318条 多複合運送業者は複合運送に参加する各区域の運送業者との間に、複合運送契約を結び、各区域の各自の責任を約定することができる。但し、当該約定は、運送の全過程における複合運送業者の負うべき義務に影響しないものとする。

第319条 複合運送業者は託送人によって交付された貨物を受けるとき、複合運送のための伝票を発送しなければならない。託送者の要請により複合運送伝票は譲渡可能な帳票と譲渡不可能な帳票の何れかに分けることができる。

第320条 貨物託送時の託送人の過失により複合運送業者が損失を被った場合は、託送人が既に複合運送伝票を譲渡した後であっても、託送人は損害賠償の責任を負わなければならない。

第321条 貨物の毀損、滅失が複合運送のある運送区域において発生した場合、複合運送業者の賠償責任及び責任限度額は当該区域における運送方式の調整に関する法律規定を適用するもの

とする。貨物の毀損、滅失が発生した運送区域が確定できない場合は、本章の規定により、損害賠償責任を負うものとする。

第18章 技術契約

第1節 一般規定

第322条 技術契約とは、当事者が技術の開発、譲渡、諮詢又はサービスについて締結する相互の権利と義務を確定する契約をいう。

第323条 技術契約の締結は科学の進歩に有利であり、科学技術成果の転化、応用と普及を加速するものでなければならない。

第324条 技術契約の内容は当事者の約定によるものとし、一般的には下記の条項が含まれる。

- (1) プロジェクトの名称
- (2) 標的の内容、範囲及び要求。
- (3) 履行計画、進捗、期限、場所、地域及び方式。
- (4) 技術情報や資料の秘密保持。
- (5) リスク責任の負担。
- (6) 技術成果の帰属及び利益の分配方法。
- (7) 検収基準と方法。
- (8) 代金、報酬または使用費及びその支払方式
- (9) 違約金又は損失賠償の計算方法。
- (10) 紛争解決の方法。
- (11) 名詞と専門用語の解釈。

契約履行に関連する技術的背景資料、フィージビリティ・スタディ論証及び技術評価報告、プロジェクト任務書及び計画書、技術基準、技術規範、原始設計及びプロセス文書及びその他の技術文書は当事者の約定に従い、契約の構成部分とすることができる。技術契約が特許に関係する場合、特許新案の名称、特許申請人及び特許権利人、申請期日、申請番号、特許番号及び特許権の有効時間などを明記しなければならない。

第325条 技術契約における代金、報酬または使用費の支払方式については当事者の約定による。一括計算、一括払又は一括計算による分割払の形式を取り、又は控除払い、又は控除払いへの先払い入門費の附加という方式を取ることができる。控除払いについて約定がある場合、製品価格、特許の実施や技術秘密使用後、新たに増加される生産高、利益または製品販売額の一定の比例に従って控除するか、約定されたその他の方式によって計算することもできる。控除払いの比率は、固定比率、年毎に増加する比率又は年毎に減少する比率を採用することができる。控除払いを約定する場合、当事者は契約において、関連経理帳簿の検閲方法について約定しなければならない。

第326条 職務技術成果の使用権、譲渡権が法人又はその他の組織に属する場合、法人又はその他の組織は、当該職務技術成果について、技術契約を締結することができる。法人又はその他の組織は当該職務技術成果の使用及び譲渡によって取得した収益から、一定の比例を設け、当該職務技術成果を完成させた個人に対し、奨励又は報酬を与えなければならない。法人又はその他の組織が契約締結によって職務技術成果を譲渡するとき、職務技術成果の完成人は同等の条件において優先的に譲渡を受ける権利を有する。職務技術成果とは、法人又はその他の組織の任務執行、又は主として法人又はその他の組織の物質的技術的条件を利用して完成する技術成果をいう。

第327条 非職務技術成果の使用権、譲渡権は技術成果を完成させた個人に属する。技術成果を完成させた個人は当該非職務技術成果について、技術契約を締結することができる。

第328条 技術成果を完成させた個人は、技術成果に関する書類に自ら技術成果の完成者である旨を明記する権利があり、荣誉证书や奨励を取得する権利を有する。

第329条 非合法的に技術を独占し、技術進歩を妨害し又は他人の技術成果を侵害する技術契約は無効とする。

第2節 技術開発契約

第330条 技術開発契約とは、当事者間で新技術、新製品、新プロセス又は新素材及びそのシステムの研究開発について締結する契約をいう。技術開発契約には委託開発契約と協力開発契約が含まれる。技術開発契約は書面方式を採用しなければならない。当事者間で産業的応用価値を有する科学技術成果の実施及び転化において締結した契約は技術開発契約の規定を参照するものとする。

第331条 委託開発契約における委託者は約定に従い研究開発経費や報酬の支払い、技術資料、原始データの提供、協力事項の完成、研究開発成果の受入を行わなければならない。

第332条 委託開発契約の研究開発者は約定に従い研究開発計画の制定や実施、研究開発費の合理的使用、研究開発事業の期限通りの完成、研究開発成果の交付、関連技術資料や必要な技術指導の提供、研究開発成果の把握のための委託人への協力などを行わなければならない。

第333条 委託者が約定に違反し、研究開発事業の停滞、遅延、失敗をもたらした場合は、違約責任を負わなければならない。

第334条 研究開発者の約定違反による開発事業の停滞、遅延又は失敗について、研究開発者は違約責任を負わなければならない。

第335条 協力開発契約の当事者は約定に従って投資する。技術を以って投資する場合を含む。研究開発事業に部分的参与をしたり、研究開発事業に協力協調したりしなければならない。

第336条 協力開発契約の当事者の約定違反によって、開発事業が停滞、遅延又は失敗したとき協力開発契約の当事者は違約責任を負わなければならない。

第337条 技術開発契約の目的となる技術が他人の公開により技術開発契約の履行の意義が消失した場合、当事者は契約を解除することができる。

第338条 技術開発契約の履行の過程において、克服不可能な技術的困難の出現によって、研究開発の失敗や部分失敗を招いたとき、当該リスクの責任負担は当事者の約定によるものとする。約定がない、又は約定が不明確であるとき、本法第61条の規定によっても、なお確定できない場合、リスクの責任は当事者によって合理的に分担するものとする。当事者の一方が、前項に規定する可能性により研究開発が失敗又は部分的失敗を招く恐れがあると気付いたとき、適時に相手方に知らせ、適当な措置を講じて損失を減少させなければならない。適時に通知せず、適当な措置を講じなかったことにより、損失が拡大された場合は、拡大された損失の責任を負わなければならない。

第339条 委託開発によって完成する発明新案は、当事者に別途約定がある場合を除き、特許申請権は研究開発者に属するものとする。研究開発者が特許権を取得した場合、委託人は無料で、当該特許を実施することができる。研究開発者が特許申請権を譲渡した場合、委託人は同等の条件において、優先的に譲渡を受ける権利を有する。

第340条 協力開発によって完成する発明新案については、当事者に別途約定がある場合を除き、特許の申請権は協力開発の当事者の共有となる。当事者の一方がその共有の特許申請権を譲渡する場合、相手方は同等の条件において、優先的に譲渡を受ける権利を有する。協力開発の当事者の一方が、その共有の特許申請権を放棄する旨を声明した場合、もう一方は単独で申請し、又は他の各方が共同で申請することができる。申請人が特許権を取得した場合、特許申請権を放棄した側は無料で、当該特許を実施することができる。協力開発の当事者の一方が特許の申請に同意しない場合、もう一方、又は他の各方は特許の申請をしてはならない。

第341条 委託開発又は協力開発によって完成する技術秘密成果の使用権、譲渡権及び利益の分配方法は当事者の約定による。約定がない、又は約定が不明確であるとき、本奉第61条の規定によっても、なお確定できない場合、当事者全員に使用及び譲渡の権利があるものとする。但し、委託開発における研究開発人は委託人に研究開発成果を交付する前に、研究開発の成果を第三者に譲渡してはならない。

第3節 技術譲渡契約

第342条 技術譲渡契約には、特許権譲渡契約、特許申請権譲渡契約、技術秘密譲渡契約、特許実施許可契約が含まれる。技術譲渡契約は書面方式を採用しなければならない。

第343条 技術譲渡契約は譲渡者と被譲渡者により特許の実施範囲や技術秘密の使用範囲を約定することができる。但し、技術の競争と発展を制限してはならない。

第344条 特許実施許可契約は、当該特許権の存続期間においてのみ有効である。特許権の有効期限が終了し又は特許権が無効であると宣言された場合、特許権所有者は当該特許に対し他人と特許実施許可契約を締結してはならない。

第345条 特許実施許可契約の譲渡者は約定に従い譲受者の特許の実施を許可し、特許の実施に関連する技術資料を交付し、必要な技術的指導を提供しなければならない。

第346条 特許実施許可契約の譲受者は約定に従い特許を実施しなければならない。約定外の第三者による当該特許の実施を許可してはならず、約定に従い使用費を支払わなければならない。

第347条 技術秘密譲渡契約の譲渡者は約定に従い技術資料を提供し、技術的指導を行い、技術の実用性信頼性の保証し、秘密保持義務を負う。

第348条 技術秘密譲渡契約の譲受者は約定に従い技術を使用し、使用費を支払い、秘密保持の義務を負わなければならない。

第349条 技術譲渡契約の譲渡者は自分が提供する技術の合法的な所有者であることを保証し、提供する技術が完全なものであり、誤りがなく、有効で且つ約定の目標に達成できることを保証しなければならない。

第350条 技術譲渡契約の譲受者は約定された範囲及び期限に従い、譲渡者によって提供される技術における未だ公開されていない秘密の部分につき秘密保持の義務を負わなければならない。

第351条 譲渡者が約定通り技術を譲渡しなかった場合は、一部又は全部の使用費を返還し、違約の責任を負わなければならない。特許の実施、又は技術秘密の使用が約定の範囲を超えた場合、また約定に違反して勝手に第三者に当該特許の使用、又は当該技術秘密の使用を許可した場合、違約行為を中止すべきである場合、違約の責任を負わなければならない。約定の秘密保持義務に違反した場合は約定の責任を負わなければならない。

第352条 譲受者が約定通り使用費を支払わなかった場合は、使用費を追加交付し、約定に従い違約金を支払わなければならない。使用費の追加部分を交付せず、又は違約金を支払わない場合は特許の実施、又は技術秘密の使用を停止し、技術資料を返還し、違約の責任を負わなければならない。特許の実施、又は技術秘密の使用が約定された範囲を超えた場合、又は譲渡者の許可を得ずに勝手に当該特許の使用、又は当該技術秘密の使用を許可した場合は、違約行為を中止し、違約の責任を負わなければならない。約定の秘密保持義務に違反した場合は、違約の責任を負わなければならない。

第353条 譲受者が約定に従って特許を実施し、技術秘密を使用し、他人の合法的權益を侵害した場合、譲渡者は責任を負うものとする。但し、当事者に別途約定がある場合はこの限りではない。

第354条 当事者は、互利の原則に基づき技術譲渡契約の中に特許の実施、技術秘密の使用後に継続的に技術改善を行なう技術成果の収益の分配方法について約定することができる。約定がない、又は約定が不明確であるとき、本法第61条の規定によっても、なお確定できない場合、又は一方が継続的に技術改善を行なう技術成果の収益についてその他の各方は配当の権利を有しないものとする。

第355条 法律、行政法規により技術輸出入契約又は特許、特許申請契約に対し別途規定があるときは、その規定に従うものとする。

第356条 技術諮詢契約には、特定の技術プロジェクトに対するフィージビリティ・スタディ論証、技術的予測、特定テーマの技術的調査、分析評価報告等の契約が含まれる。技術サービス契約とは、当事者の一方が技術的知識を使用し、もう一方のために特定の技術的問題を解決するために締結する契約をいう。これには、建設工事契約及び請負契約は含まれないものとする。

第357条 技術諮詢契約における委託人は内定に従い諮詢する問題を明確に記述し、技術的背景に関する書類及び関連技術資料、データを提出し、受託人の事業成果を受入れ、報酬を支払わなければならない。

第358条 技術諮詢契約における受託人は約定の期限通りに諮詢報告書を完成し、又は問題への回答を行わなければならない。提出された諮詢報告書は約定の要求を満たさなければならない。

第359条 技術諮詢契約における委託人は約定通りに必要な資料やデータを提出しないことにより、事業の進捗、品質に影響を及ぼし、事業の成果を受け入れなかったり、期限が過ぎた後受け入れたりする場合、支払った報酬を払い戻すことはできない。また、未払い報酬については支払わなければならない。技術諮詢契約の受託人が期限通り諮詢報告書を提出せず、提出された諮詢報告書が約定に合致しない場合は、報酬を減額されるか報酬を免除されるなどの違約責任を負わなければならない。技術諮詢契約における委託人は、約定の要求に適合した、受託人の提出する諮詢報告書や意見に基づいて出された方策により招いた損失は委託人が負わなければならない。但し、当事者に別途約定がある場合は、この限りではない。

第360条 技術サービス契約における委託人は約定にしたがい作業環境を提供し、協調すべき事項を完成し、作業の成果を受入れ、報酬を支払わなければならない。

第361条 技術サービス契約における受託人は約定に従いサービス項目を完成し、技術問題を解決し、作業品質を保証し、技術問題を解決できる知識を伝授しなければならない。

第362条 技術サービス契約における委託人が契約における義務を履行せず、又は契約における義務の履行が約定に符合しないとき、作業の進捗や品質に影響を及ぼし、作業成果を受入れず、又は期限が過ぎて受け入れた場合、支払った報酬を取り戻すことはできないものとするが、未払いの報酬は支払わなければならない。技術サービス契約における受託人が契約の約定に従ってサービスを完成しなかった場合、報酬を控除するなどの違約責任を負わなければならない。

第363条 技術諮詢契約、技術サービス契約の履行の過程において、受託人が委託人に提供する、技術的資料や作業条件を利用して完成した新たな技術成果は受託人に属するものとする。委託人が受託人の作業成果を利用して完成した新しい技術成果は委託人に属するものとする。但し、当事者に別途約定があるときは、その約定に従うものとする。

第364条 法律、行政法規により、技術仲介契約、技術訓練契約について別途規定があるときは、その規定に従う。

第19章 保管契約

第365条 保管契約とは保管人が保管依頼人から預かった保管物を保管し、またその保管物を返却することに関する契約をいう。

第366条 保管依頼人は約定に基づき、保管人に保管費を支払わなければならない。保管費に関する当事者間の約定がない、又は約定が不明確であるとき、本法第61条の規定によっても確定出来ない場合は、保管は無償となる。

第367条 保管契約は保管物を交付した時点から成立する。但し、当事者は別途約定がある場合はこの限りではない。

第368条 保管依頼人が保管人に保管物を預ける際、保管人は預かり証を提出しなければならない。但し、他の取引慣習がある場合には、この限りではない。

第369条 保管人は保管物を適切に保管しなければならない。当事者は保管場所又は方法について約定することができる。緊急事態又は保管依頼人の利益保護の目的以外に勝手に保管場所又は方法を変更してはならない。

第370条 保管依頼人が預けた保管物に瑕疵があったり、又は保管物の性質からみて特別保管措置をとる必要があったりする場合、保管依頼人は当該事情を保管人に通知しなければならない。保管依頼人の事情を不通知によって、保管物が損害を被った場合、保管人はその損害賠償責任を負わない。保管人がそれによって損害を受けた場合、保管人が事情を知り得たか知り得るべきでありながら救済措置を怠った場合以外は保管依頼人がその損害賠償の責任を負わなければならない。

第371条 保管人は保管物を第三者に保管させてはならない。但し、当事者間に別途約定がある場合はこの限りではない。保管人が前項規定に違反して、保管物を第三者に保管させたことにより、保管物に損失が生じた場合、その損害賠償責任を負わなければならない。

第372条 保管人は保管物を使用したり、又は第三者に保管物の使用を許可したりしてはならない。但し、当事者の別途約定がある場合はこの限りではない。

第373条 第三者が保管物の所有権を主張する場合、保管人は法律による保管物に対する保全措置又は執行することを除き、保管依頼人に対し保管物の返却義務を履行しなければならない。第三者に提訴されたり、又は保管物に対する差押を受けたりする場合、保管人は速やかにその事情を保管依頼人に通知しなければならない。

第374条 保管期間中に、保管人の不注意によって保管物が滅失、毀損した場合、保管人は損害賠償の責任を負う。但し、無償保管であり、保管人が自らの重過失でない旨を立証した場合には、損害賠償責任を負わない。

第375条 保管依頼人が貨幣、有価証券又はその他の貴重品を預ける際には、保管人にその旨を通知し、保管人は検収又は封印をして保管しなければならない。保管依頼人の通知がなく、当該物品が滅失、毀損した場合保管人は一般保管物として賠償するものとする。

第376条 保管依頼人は随時保管物を受け取ることができる。当事者間に保管期間に対する約定がないとき又は約定が不明確である場合、保管人は随時保管依頼人に保管物を受け取るよう要求することができる。保管期間に対する約定がある場合、保管人は保管依頼人に特別事由がない限り期限満了前に保管物受取を要求してはならない。

第377条 保管期間満了又は保管依頼人が期限満了前に保管物を受取る場合、保管人は原物及び保管物により生じた収益を保管依頼人に返さなければならない。

第378条 保管人は貨幣を預かった場合、同種同量の貨幣を返却することができる。その他代替可能な物品を預かった場合、約定により同種類、同数量の物品を返却することができる。

第379条 有償保管契約において、保管依頼人は約定期限までに保管人に保管費を支払わなければならない。当事者間に支払期限についての約定がなく、又は約定が不明確であるとき、本法第61条の規定によっても確定できない場合、保管依頼人は保管物を受け取ると同時に保管費を支払わなければならない。

第380条 保管依頼人が約定通り保管費及びその他の費用を支払わない場合、保管人は保管物を差し止める権利を有する。但し、当事者間に別途約定がある場合はこの限りではない。

第20章 倉庫保管契約

第381条 倉庫保管契約とは、保管人が保管依頼人の依頼する倉庫保管物を保管し、保管依頼人が保管費用を支払う契約をいう。

第382条 倉庫保管契約は成立時点より有効となる。

第383条 燃えやすいもの、爆発しやすい物、有毒物、腐食性のある物、放射性物等危険物もしくは変質しやすい物を倉庫に保管する場合、保管依頼人は当該物品の性質に関し説明を行い、関連資料を提供しなければならない。

保管依頼人が前項規定に違反した場合、保管人はその倉庫保管依頼を拒否するか、または相応な防備措置を講ずることができる。そのために発生する費用は保管依頼人が負担する。保管人が燃えやすい物、爆発しやすい物、有毒物、腐蝕性のある物、放射性等の危険物を預かる場合、相応する保管条件を備えなければならない。

第384条 保管人は約定に従い、入庫保管物に対し検収しなければならない。保管人が検収の際、入庫保管物が約定に符合するものでないことを発見した場合、直ちに保管依頼人に通知しな

なければならない。保管人の検収後、倉庫保管物の品種、数量、品質が約定に適合しない事情が発生した場合、保管人は損害賠償責任を負わなければならない。

第385条 保管依頼人が倉庫保管物の保管を依頼する場合、保管人は預り証（原語：倉単）を交付しなければならない。

第386条 保管人は預り証に署名又は捺印しなければならない。預り証には次の事項が含まれる。

- (1) 保管依頼人の名称又は氏名及び住所。
- (2) 倉庫保管物の品種、数量、品質、包装、件数及び識別記号。
- (3) 倉庫保管物の消耗基準。
- (4) 倉庫保管場所。
- (5) 倉庫保管期間。
- (6) 倉庫保管費。
- (7) 倉庫保管物が保険に関わる場合、その保険金額、期間及び保険依頼先の名称。
- (8) 記入者、記入地及び記入日。

第387条 倉庫保管預り証は保管物の受取の根拠となるものである。倉庫保管依頼人又は預り証を持つ者が預り証に裏書きし、しかも保管人の署名又は捺印がある場合、その倉庫保管者の受取り権を譲渡することができる。

第388条 保管人は保管依頼人又は倉庫保管預り証を持つ者が倉庫保管者を検査するためのサンプルの採取を要求した場合、それに同意しなければならない。

第389条 保管人は入庫保管物に変質又は破損物があるのを発見した場合、速やかに保管依頼人又は倉庫保管預り証を持つ者に通知しなければならない。

第390条 保管人は入庫保管物に変質又は破損物があり、それによって他の保管物の安全と正常保管に影響を及ぼすおそれがあることに気付いた場合、保管依頼人又は倉庫保管預り証を持つ者に必要な措置をとるよう催告通知をしなければならない。緊急事態が発生した場合、保管人は必要な措置を講ずることができる。但し、事後に保管人又は倉庫保管預り証を持つ者に事情を通知しなければならない。

第391条 当事者間に保管期間に対し約定がない、又は約定が不明確であるとき、保管依頼人又は倉庫保管預り証を持つ者は随時保管物を引き取ることができる。また保管人は随時保管依頼人又は倉庫預り証を持つ者に保管物を引き取るよう要求することができる。但し、必要な準備時間を与えなければならない。

第392条 倉庫保管期間満了後、保管依頼人又は倉庫保管預り証を持つ者は預り証で保管物を引き取らなければならない。保管依頼人又は倉庫保管預り証を持つ者は保管期限が過ぎたあとに

引き取る場合は追加保管費を支払わなければならない。期限満了前に、保管物を引き取る場合、保管費の減額はしないものとする。

第393条 倉庫保管期限が満了しても、保管依頼人又は倉庫保管預り証を持つ者が保管物を受け取らない場合、保管人は有効期限内に受け取るよう催促することができる。期限が過ぎても受け取らない場合、保管人はその保管物を供託することができる。

第394条 倉庫保管期間内に保管人の不適切な保管により保管物を滅失、毀損した場合、保管人は損害賠償責任を負わなければならない。倉庫保管物の性質、又は有効保存期限切れにより、倉庫保管物の変質し、破損した場合、保管人は損害賠償責任を負わない。

第395条 本章に定められていない規定については、保管契約の関連規定を適用する。

第21章 委任契約

第396条 委任契約とは、委任者と受任者と約定によって受任者が委任者の事務を処理する契約である。

第397条 委任者は受任者に特別に委任して一つ又は複数の事務を処理させ、概括的に受任者に一切の事務を委任することができる。

第398条 委任者は予め委任事務処理費用を支払わなければならない。受任者の委任事務処理のための立替費用は委託者が当該費用を支払うと同時にその利息分も支払わなければならない。

第399条 受任者は委任者の指示に基づいて事務を処理しなければならない。委任者の指示を変更する必要がある場合は、委任者の同意を経なければならない。但し、緊急状況で委任者と連絡不能な状況にある場合、受任者は適宜にその事務を処理しなければならない。但し、事後当該状況を直ちに委任者に報告しなければならない。

第400条 受任者は自ら委任事務を処理しなければならない。委任者の同意を経て受任者は第三者に委任することができる。第三者への委任を同意した場合、委任者は委任事務を直接第三者の受任者に指示することができる。受任者は、第三者の受任者の選任および第三者への指示に対し責任を負わなければならない。第三者への委任が委任者の同意を経ずに行われた場合、受任者は第三者の受任者の行為について責任を負わなければならない。但し、緊急状況下で、しかも受任者が委任者の利益のために、第三者へ委任義務を委任した場合はこの限りではない。

第401条 受任者は委任者の要求に基づいて、委任事務の処理状況を報告しなければならない。委任契約が終了した時、受任者は委任事務の結果を報告しなければならない。

第402条 受任者が自己名義を以って、委任者の授權範囲内で第三者と締結する契約は第三者が契約締結当時に受任者と委任者との代理契約を知っていた場合、当該契約が直接委任者と第三

者を拘束できるものとする。但し、当該契約が受任者と第三者だけを拘束できるという確かな証拠があり、なおそれを証明できる場合はその限りではない。

第403条 受任者が自己名義で第三者と契約を締結する場合、第三者は受任者と委任者との代理関係を知らないで契約を締結し、しかも受任者は第三者の原因により委任者に対し義務を履行できない場合、受任者は委任者に対して第三者を明らかにすべきであり、委任者は受任者の第三者に対する権利を行使できるものとする。但し、第三者と受任者が契約締結当時、当該委任者を知っていれば締結に至らなかった可能性が場合はこの限りではない。受任者が委任者の原因により第三者に対し、義務を履行できない場合、受任者は第三者に対し、委任者を明らかにし、第三者は受任者または委任者のいずれかを相手として選び、その権利を主張できるものとする。但し、第三者は選定した相手を変更することはできない。委任者が受任者の第三者に対する権利を行使する場合、第三者は委任者に対し受任者の抗弁権を主張することができる。第三者が委任者を相手として選んだとき委任者は第三者に対し受任者の抗弁権および受任者の第三者に対する抗弁権を主張することができる。

第404条 受任者が委任事務を処理して取得した財産は委任者に交付しなければならない。

第405条 受任者が委任事務を完了した時、委任者はそれに対し報酬を支払わなければならない。受任者の責任に帰属できない事由により、委任契約が解除されたり、又は委任事務が完了できなくなったりする時、委任者は受任者に対しそれに相応しい報酬を支払わなければならない。当事者間に別途約定を交わした場合はその約定に基づく。

第406条 有償委任契約で受任者の過失により委任者に損失を与えた場合、委任者は損害賠償を請求することができる。無償の委任契約で受任者の故意又は重大な過失によって委任者に損失を与えた場合、委任者は損害賠償を請求することができる。受任者が権限を越えて委任者に損失を与えた場合、損害賠償をしなければならない。

第407条 受任者が委任事務を処理する時、自己の責任に属さない事由によって損失を被った場合、委任者に対し損害賠償を請求することができる。

第408条 委任者は受任者の同意を経て受任者以外の第三者に事務委任して処理することができる。これによって受任者が損失を被った場合、受任者は委任者に対し損害賠償を請求することができる。

第409条 2名以上の受任者が共同で委任事務を処理する場合、委任者に対しては連帯責任を負うものとする。

第410条 委任者又は受任者は随時に委任契約を解除できるものとする。契約解除によって相手に損害を与える場合、当該当事者の責任に帰属できない事由を除き、損害賠償をしなければならないものとする。

第411条 委託者又は受託者の死亡により、民事行為能力が喪失したり破産したりした場合、委任契約は終了する。但し、当事者間で別途約定があり又は委任事務の性格により契約を終了することが適用ではない場合は除く。

第412条 委任者が死亡したり、民事行為能力を喪失したり或いは破産によって委任契約が終了したりする事態となり、委任者の利益が害される場合、委任者の承継人、法定代理人又は清算組織が委任事務を承継するまで、委任者は委任事務を継続して処理しなければならない。

第413条 受任者の死亡、民事行為能力の喪失又は破産により、委託契約が終了となった場合、受託者の承継人、法定代理人又は清算組織は直ちに委任者に通知しなければならない。委任契約の終了により委任者の利益に損害が生じる場合、委任者が善後処理を行なう前に、受任者の承継人、法定代理人又は清算組織は必要な措置を取らなければならない。

第22章 取引代行契約

第414条 取引代行契約とは、取引代行人が自己名義を以って委任者のために貿易活動に従事し、委任者は報酬を支払う契約をいう。

第415条 取引代行人が委任事務を処理するに当たり生じる費用については、取引代行人が負担すべきである。但し、当事者間に別途約定がある場合を除く。

第416条 取引代行人が委任物を占有した場合、委任物を適切に保管しなければならない。

第417条 委任物を取引代行人に引き渡されたときに、瑕疵がり、また腐りやすく変質しやすいものがある場合、取引代行人は委任者の同意を経て当該物を処分することができる。委任者と随時連絡をとることが不可能な場合、取引代行人は合理的な方法を取ることができる。

第418条 取引代行人が委任者の指定価格より低価格で売却し、又は委任者の指定価格より高価格で購入する時、委任者の同意を得なければならない。委任者の同意を経ずに取引代行人がその差額を補償した場合、当該売買は委任者に効力を発生するものとする。取引代行人が委任者の指定価格より高価格で売却し、又は委任者の指定価格より低価格で購入する時、約定の規定に基づいて報酬を増やすべきである。約定がなく、又は約定が明確ではないとき、なお本法律第61条の規定に基づいても明確でない場合は、当該利益は委任者に属するものとする。委任者の価格に対する特別指示があった場合、取引代行人はそれに反して売却したり、又は購入したりしてはならない。

第419条 取引代行人が市価にて商品を売却、又は購入する場合、委任者がそれに相反する意思表示をした場合以外は、取引代行人自身が売却人または購入者となることができる。取引代行人に前項約定の規定する状況が生じた場合、依然として委任者に報酬を要求することができる。

第420条 取引代行人が約定によって委任物を購入する場合、委任者は適時にそれを受領しなければならない。取引代行人が催告しても委任者が正当な理由なしに受領を拒否する場合、取引代行人は本法律第101条の規定に基づいて委任物を引き取り保存することができる。委任物が売却不能となり、又は委任者が売却を撤回した場合、取引代行人の催告にもかかわらず委任者がそれを受領しないとき又は当該物を処分しないとき、取引代行人は本法律第101条の規定に基づいて委任物を引き取り保存することができる。

第421条 取引代行人と第三者が契約を締結する場合、取引代行人は当該契約に対し直接権利を有すると同時に、義務を負う。第三者が義務を履行しないことによって委任者が損害を被った場合、取引代行人は損害賠償の責を負う。但し、代行人と委任者との間に別途約定がある場合はこの限りではない。

第422条 取引代行人が委任事務を部分的に又は完全に完了した場合、委任者はそれに対応する報酬を支払う。委任者は期限が過ぎても報酬を支払わない場合、取引代行人は委任物に対し留置権を持つものとする。但し、当事者間に別途約定がある場合はこの限りではない。

第423条 本章に定められていない事項については、委託契約に関する関連規定を適用するものとする。

第23章 仲介契約

第424条 仲介契約とは、仲介人が委任者に対し契約締結の機会を報告し、又は契約締結の媒介サービスを提供するに対して委任者がそれに報酬を支払う契約をいう。

第425条 仲介人は契約締結に関連する事項を委任者にありのままに報告しなければならない。仲介人が故意に契約締結に関連のある重要事実を隠し、又は偽りの状況を報告し、委任者の利益に損害を与えた場合、報酬を要求してはならないものとし、損害賠償の責任を負うものとする。

第426条 仲介人の助力により契約が成立した場合、委任者は約定に基づいて報酬を支払わなければならない。仲介人の報酬に対する約定がなく、又は約定が不明確である場合、なお本法律第61条の規定に基づいても不明確な場合は、仲介人の労働に応じて合理的に確定しなければならない。仲介人が助力して契約締結における媒介サービスを提供したため契約が成立された場合、当該契約の当事者は均等に仲介人に支払う報酬を負担するものとする。仲介人の助力により契約が成立された場合の仲介活動の費用は仲介人が負担すべきである。

第427条 仲介人は委任者に対して契約を成立できなかった場合、報酬の支払を要求してはならない。但し、仲介人は仲介活動中に掛かった必要費用の支払いを委任者に要求することができる。

付則

第428条(実施日) 本法律は1999年10月1日より執行されるものとし、同時に「中華人民共和国経済契約法」、「中華人民共和国涉外経済契約法」、「中華人民共和国技術契約法」は廃止となる。

注記

この日本語の中華人民共和国契約法は、日本人の便宜のために翻訳したものであり、中国国内においては、法的な効力を有しません。あくまでも法的な手続きを中国国内で行う場合の根拠となる法律は正式に公布された中国文の法律です。